

科学技術振興対策特別委員会議録 第一二二号

(三三三)

昭和三十六年三月十六日(木曜日)

午前十四時四十二分開議

出席委員

委員長 山口 好一君

理事 菅野和太郎君 理事 齋藤 憲三君

理事 中村 幸八君 理事 前田 正男君

理事 岡 良一君 理事 岡本 隆一君

理事 原 茂君

有田 喜一君 稲葉 修君

佐々木義武君 西村 英一君

保科善四郎君 石川 次夫君

田中 武夫君 松前 重義君

山口 鶴男君 内海 清君

出席國務大臣 池田正之輔君

出席府政務次官 松本 一郎君

科学技術府政務次官 松本 一郎君

総理府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

科学技術府事務官 島村 武久君

総理府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

科学技術府事務官 井上 亮君

四法案を一括して議題といたします。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

9 前項の国際規制物質は、内閣総理大臣が告示する。

第十條第二項第四号及び第二十條第二項第四号中「第六十二條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十九條の次に次の一条を加える。

(定期検査)

第二十九條の二 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行なう検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その原子炉施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行なう。

第三十條中「原子炉の運転計画」を「原子炉(政令で定める原子炉を除く)の運転計画」に改める。

第三十三條第二項第六号中「第六十二條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十六條中「内閣総理大臣は、」の下に「原子炉施設の性能が第二十九條の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は」を加え、「若しくは原子炉の運転又は」を、「原子炉の運転若しくは」に改める。

第五十三條第三号中「廃棄施設」の下に「(以下「使用施設等」という。)」を加え、同条第四号を次のように改める。

(記録)

第五十六條の二 使用者は、総理府

四 核燃料物質の使用を適確に行なうに足る技術的能力があること。

第五十五條の次に次の一条を加える。

(施設検査)

第五十五條の二 使用者は、総理府令で定めるところにより、政令で定める核燃料物質の使用施設等の工事について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等を使用してはならない。その使用施設等を変更する場合における当該使用施設等についても同様とする。

2 前項の検査においては、その使用施設等の工事が総理府令で定める技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

第五十六條第二号中「前条」を「第五十五條」に改め、同条第四号中「第六十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五号とし、同条第三号中「次条」を「第五十七條」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十六條の三第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十六條の次に次の二条を加える。

(記録)

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

第五十六條の二 使用者は、総理府

令で定めるところにより、核燃料物質の使用に關し總理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安規定)

第五十六條の三 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、總理府令で定めるところにより、保安規定を定め、使用開始前に、内閣總理大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 内閣總理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣總理大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用者に対し、保安規定の變更を命ずることができる。

4 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第六十一條ただし書中「条約その他の」を削り、同条に次の一号を加える。

十 第六十一條の八の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

第六章の次に次の一章を加える。

第六十一條の二 國際規制物質の使用に關する規則
(使用の許可)
第六十一條の二 國際規制物質を使

用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣總理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合、この限りでない。

一 原子燃料公社及び製錬事業者が國際規制物質を製錬の事業の用に供する場合

二 原子燃料公社及び加工事業者が國際規制物質を加工の事業の用に供する場合

三 日本原子力研究所及び原子炉設置者が國際規制物質を原子炉の設置又は運転の用に供する場合

四 原子燃料公社及び日本原子力研究所が國際規制物質を再処理の事業の用に供する場合(日本原子力研究所にあつては、日本原子力研究所法第二十二條第二項の認可を受けて再処理の事業を行なう場合に限る。)

五 使用者が國際規制物質を第五十二條第一項の許可を受けた使用の目的に使用する場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣總理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 國際規制物質の種類及び数量

四 使用の場所

五 予定使用期間
(許可の欠格条項)

第六十一條の三 次の各号の一に該当する者には、前条第一項の許可

を与えない。

一 第六十一條の五の規定により前条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

(變更の届出)

第六十一條の四 第六十一條の二第二項の許可を受けた者(以下「國際規制物質使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を變更しようとするときは、總理府令で定めるところにより、あらかじめその旨を内閣總理大臣に届け出なければならない。

2 國際規制物質使用者は、第六十一條の二第二項第一号又は第五号に掲げる事項を變更したときは、變更の日から三十日以内に、その旨を内閣總理大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第六十一條の五 内閣總理大臣は、國際規制物質使用者が次の各号の一に該当するときは、第六十一條の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて國際規制物質の使用の停止を命ずることができる。

一 第六十一條の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき

二 前条第一項の規定により届出をしなかつたことにより、出を出さないでしたとき

三 第六十二條第二項の条件に違反したとき

(記録)

第六十一條の六 國際規制物質使用者は、總理府令で定めるところにより、國際規制物質の使用に關し、總理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(使用の届出)

第六十一條の七 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者は、總理府令(第一号に該当するときは、總理府令、總理府令、通商産業省令)で定めるところにより、あらかじめ、その使用する國際規制物質の種類及び数量並びに予定使用期間を内閣總理大臣(第一号に該当するときは、内閣總理大臣及び通商産業大臣)に届け出なければならない。

一 製錬事業者が國際規制物質を製錬の事業の用に供しようとするとき

二 加工事業者が國際規制物質を加工の事業の用に供しようとするとき

三 原子炉設置者が國際規制物質を原子炉の設置又は運転の用に供しようとするとき

四 使用者が國際規制物質を第五十二條第一項の許可を受けた使

用の目的に使用しようとするとき。

(返還命令等)

第六十一條の八 内閣總理大臣は、次の各号の一に該当するときは、國際規制物質を使用している者に対し、國際規制物質の返還又は譲渡を命ずることができる。

一 國際約束が停止され、若しくは廃棄され、又は國際約束の期間が満了したとき

二 國際約束に基づき國際規制物質の供給が当事国政府(國際機關を含む。以下同じ。)が購入優先権を行使したとき

第六十二條第一項中「許可には」の下に、「次に定める場合を除くは」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三條第一項の指定又は第十三條第一項、第二十三條第一項、第五十二條第一項若しくは第六十一條の二第一項の許可には、國際規制物質の用途又は譲渡の制限その他國際約束を実施するために必要な条件を附することができる。

第六十五條第一項中「又は使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し」を「使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、又は國際規制物質使用者が当該許可に係る國際規制物質のすべての使用を廃止し」に、「又は使用者は」を「使用者又は國際規制物質使用者は」に改め、同条第二項中「若しくは第五十二條

第一項」を、「第五十二條第一項若しくは第六十一條の二第一項」に改め、同条第四項中「使用者」の下に「又は国際規制物質使用者」を加える。

第六十六條第一項中「若しくは第五十六條」を、「第五十六條若しくは第六十一條の五」に、「若しくは使用者」を、「使用者若しくは国際規制物質使用者」に、「又は核燃料物質」を「若しくは核燃料物質」に、「廃棄する」を「廃棄し、又は国際規制物質（核燃料物質を除く。）を譲り渡す」に改め、同条第三項中「核燃料物質」の下に「若しくは国際規制物質」を加え、「若しくは使用者」を、「使用者若しくは国際規制物質使用者」に改める。

第六十七條中「又は使用者」を、「使用者又は国際規制物質使用者」に改める。
第六十七條の次に次の一條を加える。

（原子力施設検査官）
第六十七條の二 科学技術庁に、原子力施設検査官を置く。

2 原子力施設検査官は、第二十八條から第二十九條の二まで、第四十六條又は第五十五條の二の検査に関する事務に従事する。

3 原子力施設検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條第一項中「又は使用者」を、「使用者又は国際規制物質使用者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国際規制物質の供給當事国政府の指定する者は、主務大臣の指定

するその職員の立会いのもとに、国際約束で定める範囲内において、国際規制物質を使用している者の事務所又は工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、關係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

第六十九條第一項中「又は第五十六條」を、「第五十六條又は第六十一條の五」に改める。

第七十一條第一項中「又は第三十九條第一項」を「若しくは第三十九條第一項」に、「処分をする」を「処分をし、又は第六十二條第二項の規定により条件を附する」に改め、同条第四項中「第四十條第二項」の下に「第六十一條の七」を加える。

第七十二條中「届出」の下に「（国際規制物質使用者に係る届出を除く。）」を加える。

第七十三條中「第二十九條」を「第二十九條の二」に改める。

第七十五條第二項中「又は第五十五條第一項」を「第五十五條第一項又は第六十一條の二第一項」に改め、同条第四項中「又は第四十六條第一項（第五十一條において準用する場合を含む。）」を「第四十六條第一項（第五十一條において準用する場合を含む。）又は第五十五條の二第一項」に改める。

第七十八條中第九號を第十號とし、第八號を第九號とし、第七號の次に次の一號を加える。

八 第五十五條の二第二項の規定に違反して使用施設等を使用した者

第七十九條第一号中「又は第五十條第一項（第五十一條において準用する場合を含む。）」を「第五十條第一項（第五十一條において準用する場合を含む。）又は第五十六條の三第一項」に改め、同条第二号中「又は第五十條第三項（第五十一條において準用する場合を含む。）」を「第五十條第三項（第五十一條において準用する場合を含む。）」に改め、同条第六号中「第六十二條第一項の下に「又は第二項」を加え、同号を同条第九號とし、同条第五號の次に次の三號を加える。

六 第六十一條の二第一項の許可を受けないで国際規制物質を使用した者

七 第六十一條の五の規定による国際規制物質の使用の停止の命令に違反した者

八 第六十一條の八の規定による命令に違反した者

第八十條第一号中「又は第四十七條（第五十一條において準用する場合を含む。）」を「第四十七條（第五十一條において準用する場合を含む。）、第五十六條の二又は第六十一條の六」に改め、同条第四号中「第一項」を「第一項又は第四項」に、「若しくは検査を」を「検査若しくは取去」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三號を第五號とし、第二號を第四號とし、第一號の次に次の二號を加える。

二 第六十一條の四第一項の規定による届出をしないで第六十一條の二第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者

三 第六十一條の七の規定による届出をしないで国際規制物質を使用した者

第八十三條中「又は第五十五條第二項」を「第五十五條第二項又は第六十一條の四第二項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十七條の次に一條を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に使用されている改正後の法（以下「新法」という。）第五十五條の二第一項に規定する使用施設等については、同項前段の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に新法第五十六條の三第一項に規定する核燃料物質を使用している使用者について同項の規定を適用する場合においては、同項中「使用開始前」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

4 この法律の施行の際現に国際規制物質を使用している者（新法第六十一條の二第一項各号に該当する

る場合における当該各号に規定する者を除く。）は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、新法第六十一條の二第一項の許可を受けなくても、引き続き国際規制物質を使用することができる。その者が、その期間内に同項の許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

5 この法律の施行の際現に国際規制物質を使用している新法第六十一條の七各号に規定する者について同条の規定を適用する場合に、同条中「総理府令（第一号に該当するときにあつては、総理府令、通商産業省令）で定めるところにより、あらかじめ」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から起算して六十日以内に」とする。

理 由

原子力の研究、開発及び利用の進展にかんがみ、原子炉、核燃料物質及び国際規制物質に關する規制の適正化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子力損害の賠償に関する法律案

原子力損害の賠償に関する法律

第一章 総則（第一条、第二条）
第二章 原子力損害賠償責任（第三條―第五條）
第三章 損害賠償措置

昭和三十六年三月十六日

第七条

条

第四節 供託（第十二条—第十

十七条)

第六章 雜則（第十九條—第二十二條）

十六條

(目的)

における損害賠償に関する基本的

発達に資することを目的とする。

の運転等」とは、次の各号に掲げ

をいう。

の

該燃料物質の使用であつて

る。

3 前項に規定する場合において、
は、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は適用しない。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

（原子力損害賠償責任保険契約）

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険する（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に關し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することが

できる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に差し押える場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

(原子力損害賠償補償契約)

第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

第四章 供託

(供託)

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所、金銭又は総理府令で定める有価証券によりするものとする。

(供託物の還付)

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に關し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取りもどし)

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、科学技術庁長官の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

一 原子力損害を賠償したとき。

二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。

三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

(命令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、総理府令・法務省令で定める。

第四章 国の措置

(国の措置)

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責任に任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三項一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

(原子力損害賠償紛争審査会)

第十八条 科学技術庁に、附属機関として、原子力損害の賠償に關し紛争が生じた場合における和解の仲介を行なわせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に關する紛争について和解の仲介を行なうこと。

二 前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(国会に対する報告及び意見書の提出)

第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとなつた措置を国会に報告しなければならぬ。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

（第十條第一項及び第十六條第一項の規定の適用）

第二十条 第十條第一項及び第十六條第一項の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二條第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十一条 科学技術庁長官は、第六條の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（通商産業大臣又は運輸大臣との協議）

第二十二条 科学技術庁長官は、第七條第一項の規定による処分又は同條第二項の規定による命令をす

る場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第二十三条 第三章、第十六條及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第二十四条 第六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一萬元以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に規制法第二十三条第一項の許可を受けている者(同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされている者を含む)については、この法律の施行の日から三月間は、第六条の規定は、適用せず、かつ、この法律の規定による改正前の規制法第二十三条第二項第九号に掲げる事項の変更の許可に係る同法の規定及び同法第七十八条第三号(同法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう)の規定は、なおその効力を有する。その期間内に第七条第一項の承認を申請した場合において、その申請について承認又は不承認の処分を受けるまでの間も、同様とする。

2 日本原子力研究所については、

この法律の施行の日から三月間は、第六条の規定は、適用しない。前項後段の規定は、その期間内に日本原子力研究所が第七条第一項の承認を申請した場合について準用する。

(科学技術庁設置法の改正)

第三条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 原子力損害の賠償に関すること。

(規制法の改正)

第四条 規制法の一部を次のように改正する。

第二十条第二項に次の一号を加える。

五 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第 号)

第六条の規定に違反したとき。

第二十三条第二項第九号を削る。

第二十四条第一項第四号中「核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物を核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ)、核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ)に改め、同項第五号を削る。

第二十六条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十一条第二項中「第五号並びに」を削る。

第三十三条第二項に次の一号を加える。

七 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

第三十九条第五項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第五十六条に次の一号を加える。

六 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

第七十六条中「第二十三条第二項第九号、第二十四条第一項第五号」を削る。

第七十八条第三号中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後この法律の規定による改正前の規制法第二

十六条第一項(同法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう)の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

原子力損害の特殊性にかんがみ、原子力損害が生じた場合における被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資するため、無過失責任、損害賠償措置、国の援助等原子力損害の賠償に関する基本的制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子力損害賠償補償契約に関する法律案

原子力損害賠償補償契約に関する法律

(定義)

第一条 この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第 号。以下「賠償法」という)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項に規定する原子力事業者をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

(原子力損害賠償補償契約)

第二条 政府は、原子力事業者を相手方として、賠償法第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

(補償損失)

第三条 政府が前条の契約(以下「補償契約」という)により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失(以下「補償損失」という)とする。

一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害

二 正常運転(政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう)によつて生じた原子力損害

三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。)

四 前三号に掲げるものの以外の原

子力損害であつて政令で定めるもの

(補償契約金額)

第四条 補償契約に係る契約金額(以下「補償契約金額」という)は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額(損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額)とする。

(補償契約の期間)

第五条 補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。

(補償料)

第六条 補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(補償金)

第七条 政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとする。

2 政府が補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補

償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（当該損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）から当該責任保険契約によつて定められる金額を控除した金額をこえないものとする。

(補償契約の締結の限度)

第八条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(通知)

第九条 原子力事業者は、補償契約の締結に際し、政令で定めるところにより、原子力の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。通知した事実に変更を生じたときも、同様とする。

(政令への委任)

第十条 補償契約の締結並びに補償料の納付の時期、補償金の支払の時期その他補償料の納付及び補償金の支払に關し必要な事項は、政令で定める。

(時刻)

第十一条 補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第十二条 政府は、補償契約により

補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。

(補償金の返還)

第十三条 政府は、次の各号に掲げる原子力損害に係る補償損失について補償金を支払つたときは、原子力事業者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 第三条第四号に掲げる原子力損害のうち政令で定めるもの

二 補償契約の相手方である原子力事業者が第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合において、その通知を怠り、又は虚偽の通知をした事実に基づき原子力損害

三 政府が第十五条の規定により補償契約を解除した場合において、原子力事業者が、その解除の通知を受けた日から解除の効力が生ずる前日までの間における原子力の運転等により与えた原子力損害

(補償契約の解除)

第十四条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合において、当該補償契約の解除の申込みに応ずることができ、又は当該補償契約を解除することがで

きる。

2 前項の規定による補償契約の解除は、将来に向つてその効力を生ずる。

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一 賠償法第六条の規定に違反したとき。

二 補償料の納付を怠つたとき。

三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）

第三十五条又は第四十八条（同法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定により講ずべき保安のために必要な措置を講ずることを怠つたとき。

五 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

2 前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

(過怠金)

第十六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

(業務の管掌)

第十七条 この法律に規定する政府の業務は、科学技術庁長官が管掌する。

2 科学技術庁長官は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子力（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子力）をいう。以下同じ。）に係るものにあつては通商産業大臣、船舶に設置する原子力に係るものにあつては運輸大臣の意見をきかなければならない。

附則

この法律は、原子力損害の賠償に關する法律の施行の日から施行する。

理由

原子力損害の賠償に關する法律の規定に基づき、原子力損害賠償補償契約に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新技術開発事業団法案

新技術開発事業団法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 役員及び職員（第十条—第二十一条）

第三章 開発審議会（第二十二条—第二十七条）

第四章 業務（第二十八条—第三十条）

第五章 財務及び会計（第三十一条—第四十条）

第六章 監督（第四十一条—第四十三条）

第七章 雑則（第四十四条—第四十六条）

第八章 罰則（第四十七条—第五十条）

附則

第一章 総則

第一条 新技術開発事業団は、新技術の開発を効率的に行ない、及びその成果を普及することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に關する試験研究の成果であつて、企業化されていないものをいう。

2 この法律において「開発」とは、科学技術に關する試験研究の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業としようとすることをいう。

(法人格)

第三条 新技術開発事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要の地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、三億円と附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその金額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(定款)

第六条 事業団は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員及び会議に関する事項

六 開発審議会の委員及び運営に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 公告に関する事項

十 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 事業団でない者は、新技術開発事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 事業団に、役員として、理事長一人、専務理事一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときは、その職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 専務理事及び理事は、理事長の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

(役員の任期)

第十三条 理事長、専務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤のものを除く。)

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて、事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又は、これらの者が法人であるときは、その役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第十五条 内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により専務理事又は理事を解任しようとするときは、あらかじめ理事長の意見をきかなければならない。

(役員の仕事)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び専務理事は、理事及び事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(秘密保持義務)

第二十条 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 開発審議会

(設置)

第二十二条 事業団に、開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権能)

第二十三条 次の各号に掲げる場合においては、理事長は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

一 新技術の開発に關する基本方針を決定するとき。

二 開発を実施すべき新技術を選定するとき。

三 新技術の開発を実施した結果についてその成否を認定するとき。

(組織)

第二十四条 審議会は、委員十人以上をもつて組織する。

2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 審議会は、あらかじめ委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第二十五条 委員は、科学技術に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期)

第二十六条 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(準用規定)

第二十七條 第十五条第二項及び第二十条の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十八條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。

二 前号に掲げる業務に係る新技術の開発の成果を普及すること。

三 新技術の開発について企業等にあつせんすること。

四 前各号の業務に附帯する業務(業務方法書)

第二十九條 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。
(開発の委託等に関する認可)

第三十條 事業団は、企業等への委託により新技術の開発を実施しようとするときは、開発を実施しようとする新技術及び開発を委託しようとする企業等の選定並びに当該開発の規模の決定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施せようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十一條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第三十二條 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十三條 事業団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日まで完了しなければならない。

(財務諸表)

第三十四條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十五條 事業団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して、整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十六條 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
(余裕金の運用)

第三十七條 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
(財産の処分等の制限)

第三十八條 事業団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十九條 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第四十條 この法律及びこれに基づき命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に必要事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(監督)

第四十一條 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告の徴取)

第四十二條 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、事業団に對してその業務に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十三條 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、その職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第四十四條 事業団の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十五條 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一 第六條第二項、第二十九條第一項、第三十條、第三十二條、第三十六條第一項及び第二項並びに第三十八條の認可

二 第三十四條第二項及び第三十九條の承認

三 第四十二條の報告の徴取

四 第四十三條第一項の立入検査(関係大臣との協議)

第四十六條 内閣総理大臣(前条の規定により当該権限の委任がなされた場合)においては、科学技術庁長官は、この法律の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするときは、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣(前条の規定により当該権限の委任がなされた場合)においては、科学技術庁長官は、第三十條の認可をしようとするときは、あらかじめ当該新技術に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第八章 罰則

(罰則)

第四十七条 第二十条(第二十七條)において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

第四十八条 第四十二條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第四十三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の罰金に處する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の過料に處する。

- 一 この法律により内閣総理大臣(第四十五條の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官)の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
 - 二 第七條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。
 - 三 第二十八條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
 - 四 第三十七條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
 - 五 第四十一條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。
- 第五十条 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に處す

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五條の規定は、公布の日から起算して三月をこえない箇月内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。
- 3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。
- 4 設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 5 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 6 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 7 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第三条 この法律(附則第十五條の規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に新技術開発事業団という名称を使用している者については、第八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 事業団の最初の事業年度は、第三十一條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第三十二條中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

第六条 この法律による改正前の理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号。以下本条及び次条において「旧理化学研究所法」という。)

第四章の規定による開発委員会の委員であつた者については、旧理化学研究所法第二十八條の規定により準用される同法第二十一條の規定及び同法第四十七條の規定は、附則第十五條の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(権利及び義務の承継等)

第七条 事業団の成立の時に於いて現に理化学研究所が有する権利及び義務であつて、旧理化学研究所法第二十九條第一項第二号及び第四号の業務並びに同項第三号及び第五号の業務のうち新技術の開発に關する業務(以下「新技術開発業務」という。)の遂行に伴い理化学研究所に属するに至つたものは、事業団の成立の時に於いて事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が理化学研究所の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の時に於いて理化学研究所の新技術開発業務の遂行に伴い現に理化学研究所に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、事業団成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

(理化学研究所の資本金の減額)

9 事業団が理化学研究所の資本金に於いて、理化学研究所の権利及び義務を承継したときは、その時に於いて、理化学研究所の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、三億四千万円の減額があつたものとする。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「中小企業退職金共済事業団」の下に、「新技術開発事業団」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ三ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ五 新技術開発事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「日本貿易振興会の下に、新技術開発事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

5 事業団が前条第一項の権利及び義務を承継した時から第一項の協議がととのうまでの間又は第二項の裁定がなされるまでの間は、当該特許権について、事業団に対し、通常実施権が設定されているものとみなす。

第四号第三号中「日本貿易振興会」の下に、「新技術開発事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本貿易振興会」の下に、「新技術開発事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十三 新技術開発事業団が新技術開発事業団法(昭和三十一年法律第 号)第二十八号第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(理化学研究所法の一部改正)
第十五条 理化学研究所法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 役員及び職員(第十条―第二十一条)

第三章 業務(第二十二条―第二十三条)

第四章 財務及び会計(第二十四条―第三十三条)

第五章 監督(第三十四条―第三十五条)

第六章 雑則(第三十六条―第三十八条)

第七章 罰則(第三十九条―第四十二条)

附則

第一条中「行い、新技術の開発を効率的に実施し、並びにこれら

の試験研究及び新技術の開発」を「行ない、及びその」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り上げ、第七号中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第六号とし、第八号から第二十二号までを一条ずつ繰り上げる。

第三章を削る。

「第四章 業務」を「第三章 業務」に改める。

第二十九条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改め、同条を第二十二号とし、第三十号を第二十三号とし、第三十一号を削る。

「第五章 財務及び会計」を「第四章 財務及び会計」に改める。

第三十二条を第二十四号とし、第三十三号から第三十五号までを八条ずつ繰り上げ、第三十六号中「第三十三号」を「第二十五号」に改め、同条を第二十八号とし、第三十七号から第四十一号までを八条ずつ繰り上げる。

「第六章 監督」を「第五章 監督」に改める。

第四十二号を第三十四号とし、第四十三号を第三十五号とする。

「第七章 雑則」を「第六章 雑則」に改める。

第四十四号を第三十六号とし、第四十五号各号を次のように改

め、同条を第三十七号とする。

一 第六条第二項、第二十二号第二項、第二十三号第一項、第二十五号、第二十九号第二項、第三十号及び第三十二号の認可

二 第二十七号第一項の承認

三 第三十五号第一項の報告及び立入検査

第四十六号の見出し中「関係大臣」を「大蔵大臣」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十八号とする。

「第八章 罰則」を「第七章 罰則」に改める。

第四十七号中「第二十一条(第二十八号)において雇用する場合を含む。」を「第二十条」に改め、同条を第三十九号とし、第四十八号中「第四十三号第一項」を「第三十五号第一項」に改め、同条を第四十号とし、第四十九号第一号中「第四十五号」を「第三十七号」に改め、同条第二号中「第八号第一項」を「第七号第一項」に改め、同条第三号中「第二十九号第一項」を「第二十二号第一項」に改め、同条第四号中「第三十九号」を「第三十一号」に改め、同条第五号中「第四十二号第二項」を「第三十四号第二項」に改め、同条を第四十一号とし、第五十号中「第九号」を「第八号」に改め、同条を第四十二号とする。

(行政管理局設置法の一部改正)
第十六条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「特定船舶整備公団」の下に、「新技術開発事業団」を加える。

(科学技術庁設置法の一部改正)
第十七条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八号第五号中「理化学研究所」の下に「及び新技術開発事業団」を加える。

理由

新技術の開発を効率的に行ない、その成果を普及するため、新技術開発事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山口委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。松本科学技術政務次官。

○松本政府委員 大臣が参議院の文教委員会、衆議院の内閣委員会、そちらの方と同時刻になっておりますので、はなはだ申しわけありません、私、大臣にかわりまして提案理由の説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第一の議案であります核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国における原子力の研究、開発及び利用は、昭和二十九年その緒について以来着々進展し、すでに運転中の原子炉は二基、近き将来設置されるものは相当数を数えるに至っております。また、核燃料物質の製錬、加工、再処理等の研究開発も、原子燃料公社及び日本原子力研究所を中心に行なわれ、本年秋に予定される国産一号炉の完成によってその成果が明らかにされ

ようとしております。

一方、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が、原子炉の設置及び運転、製錬、加工及び再処理の事業並びに核燃料物質の使用について、平和目的及び計画的利用の確保並びに災害の防止を目的として昭和三十三年に制定されて以来、政府としてその施行に万全を期して参った次第であります。研究、開発の進展に伴い、法制定当時予想されました事態にも若干の変化が生じて参りましたので、法施行の経験に徴し、現行法に改正を加え、規制の方法の適正化をはかる必要があると考へ、この法律案を今国会に提出するに至った次第であります。

以下、この法律案の趣旨について御説明申し上げます。

第一は、国際規制物質の使用等に関し、必要な規制を行なうこととあります。

原子力の平和利用に関する日米、日英、日加各協定、国際原子力機関憲章に基づいて入手する核燃料物質、原子炉その他の設備、資料、すなわち、国際規制物質につきましては、平和利用確保の見地より、これら各条約に相手国政府機関の行なう立ち入り検査、報告徴収等のいわゆる保障措置について規定されております。これらの条約の実施につきましては、従来は国際規制物質の使用が主として原子燃料公社及び日本原子力研究所に限られておりました関係上、それぞれ、原子燃料公社法及び日本原子力研究所法により支障なく運営してまいりましたが、今後の研究、開発の進展に伴い、広く民間において使用されることが予想されますので、条約の一そう円滑な実施をはかるため

に、国際規制物質の使用について立ち入り検査、記録報告、移動の制限等に関し、必要な規定を設けた次第であります。

第二は、臨界実験装置についての規制の強化をはかったことであります。臨界実験装置につきましては、従来、核燃料物質の使用についての規制措置を適用してきたのでありますが、今後その設置数の増加及び規模の大型化が予想されますので、諸外国の事例をも参考とし、検査、保安規定、主任技術者の選任等に関し、原子炉に準ずる規制を行なうこととした次第であります。

第三は、原子炉施設について、定期検査に関する規定を設けたことであります。原子炉施設の検査につきましては、現行法上その設置及び変更時における施設検査、性能検査の規定があり、また、その他必要な場合においては、随時立ち入り検査を行なうことができるのでありますが、原子炉災害の防止については特に万全を期するため、原子炉施設のうち、その安全性に關し重要な部分について、毎年一回定期検査を受けなければならないものとした次第であります。

第四は、一定量以上のプルトニウム及び使用済み燃料の使用に関する規制を強化したことあります。プルトニウム及び使用済み燃料は、他の一般の核燃料物質と異なり、放射能が強く、かつ毒性を有する等の危険性から見て、施設及び取り扱いの面において万全を期する必要があります。このため、従来の核燃料物質の使用についての規制に加うるに、施設検査、保安規定に関する規定を設ける等、規制の強化をはかった次第であります。

第五は、原子力施設検査官を置くこととあります。原子炉施設等の施設検査、性能検査及び定期検査に関する事務は、一般行政事務と異なり、高度の学識と経験を要することにかんがみ、今回、検査関係の規定の整備を機会に、一定の資格を有する者に限りこれを行なわせることとし、検査に万全を期せんとするものであります。

以上が核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由並びに要旨であります。

次に、ただいま議題となりました原子力損害の賠償に関する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力の開発利用を進めるにあたりましては、その安全性の確保が絶対的な要件であることは申すまでもなく、不測の事態の生じないよう、政府としては、原子炉の設置等に際しましては、原子炉等規制法以下諸般の法令等により、万全の対策を講じて参りました。しかしながら、原子力の開発利用という現代科学の最先端を行くものだけに、なお技術的に未知の点があるとしており、万が一に災害の発生する可能性を理論的に完全に否定することは困難な事情にあるのであります。同時に、原子力の災害が発生した場合は、放射能による被害の規模が広範となる可能性を想定し、また、後発性というようない特殊な放射能障害をもたらす危険性について考慮する必要があるものであります。かかる特殊性にかんがみ、安全性の確保を第一義としつつも、万一の際における賠償制度を確立いたしません限り、住民

の不安は除去されず、原子力事業の正常な発展は望むべくもないのであります。国際的に見ても、すでにアメリカ及びヨーロッパ諸国におきましては、原子力損害の賠償に関する法制が整備または準備されております。

かかる情勢に対応いたしまして、原子力委員会におきまして、昭和三十三年以来鋭意検討を続け、昨年三月には原子力損害賠償制度の確立について決定を行なったのであります。政府といたしまして、すでに原子炉規制法の一部を改正し、暫定的に賠償措置を講ぜしめてきたのであります。原子力委員会決定の趣旨を尊重いたしまして、ここに本法案を国会に提出することとした次第であります。

以下、本法案の内容につきまして、その重要な点を御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、原子炉の運転、核燃料の加工、使用及び再処理等を行なうことにより、万一原子力による被害を第三者に与えた場合、その損害の賠償に関する基本的制度を定めて、被害者の保護に遺憾なきを期するとともに、原子力事業の健全な発達に寄与しようとするものであります。

第二に、原子力事業者の賠償責任につきまして、民法の不法行為責任の特例としてこれを無過失責任とし、かつ、原子力事業者が責任を集中することとしたのであります。これは、原子力の分野においては、未知の要素が含まれるという実情にかんがみ、原子力損害の発生について過失の存在しない場合も考えられ、また、かりにこれらの要件が存在するとしても、その立証は事実上困難と認められるか

らであります。また、原子力事業者が広範な産業の頂点に立つ総合産業でありますだけに、損害発生時における責任の帰属が不明確になる場合が予想される点を考慮したものであります。ただし、異常に巨大な天災地変等によつて損害が生じた場合まで、原子力事業者に賠償責任を負わせることは公平を失ふこととなりますので、このようにな不可抗力性の特に強い特別の場合に限り、事業者を免責することとしたのであります。

第三に、損害賠償のための一定の措置を講じない限り原子炉の運転等を行なわせないこととし、損害賠償責任を担保するための措置を原子力事業者に強制することとしたのであります。この措置は、原子力損害賠償責任保険にかけるか、または供託をするか、あるいはこれらに相当するその他の方法によつて、一事業所または一工場当たり最高額五十億円を限度として、損害賠償に充てることができるようにならなければならないこととしたものであります。

第四に、現在の原子力損害賠償責任保険につきましては、その大半を外国保険市場の再保険に依存しているものであります。一定の事由、たとえば日本における地震、正常運転等による損害は、外国保険業者がこれに應じないという実情にあるため、保険のみをもってしては賠償責任の全部を埋めることができない場合があります。このような場合には、損害賠償の履行を確保するため、政府といたしましては、原子力損害賠償補償契約を原子力事業者との間に締結し、被害者の保護の完全を期することとしたのであります。なお、この補償契約の詳細につきましては、別

に原子力損害賠償補償契約に関する法律案を本国会に提出し、あわせて御審議願うこととしたのであります。

第五に、五十億円をこえる損害がかりに生じた場合の問題であります。政府といたしましては、このような場合はまずあり得ないと考えておりますが、万一このような事態に至りました場合は、被害者の保護と原子力事業の健全な発達をはかるという、この法律案の目的を達成するために必要と認めるときは、国会の議決により、政府に属せられた権限の範囲内において、原子力事業者に対し、賠償に必要な援助を行なうこととしたのであります。

また、原子力損害が異常に巨大な天災地変等によつて生じたため、原子力事業者が損害賠償の責任を負わないような場合におきかても、政府は、原子力損害の被災者の救助や被害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとして、住民の不安を取り除くこととしたのであります。

さらに、原子力損害に関する国民的関心、損害の特殊性等にかんがみ、相当規模の原子力損害が発生いたしましたような場合には、わが国原子力政策の帰趨にもかかる問題でありますので、国家的規模において、すなわち、国民の代表たる国会の意思が十分反映されるような形態で処理されるのが適当であると考えます。このため政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに損害の状況、及びこの法律に基づき政府のとり

ました措置を国会に報告するものとしました。また、専門的立場から原子力委員会が損害の処理、損害の防止等につき内閣総理大臣に意見書を提出いたしましたし

たときは、政府は、当該意見書を国会に提出しなければならないことにいたしております。

第六に、原子力損害の賠償につき紛争が生じた場合、その迅速な処理をはかり、被害者の保護に資するため、紛争に際し和解の仲介及びそのための損害の調査評価を行なう特別の機関として、必要に応じ、原子力損害賠償紛争審査会を設置するものとした。

以上が原子力損害の賠償に関する法律案の提案の理由並びに要旨であります。

次に、第三に、原子力損害賠償補償契約に関する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

まず原子力損害の賠償に関する法律案、いわゆる賠償法案により、原子力事業者が賠償責任を負うこととなっており、再保険している関係等から、一定の原因による原子力損害については、これを填補し得ない事情にありますため、責任保険のみをもっては、賠償措置として完璧を期し得ないのであります。このため政府といたしましては、このギャップを埋め、被害者保護に遺憾なきを期し、かつ原子力事業の健全な発達に資する見地から原子力事業者と補償契約を締結し、民間の責任保険によつては埋めることのできない原子力損害について、これを補償する制度を定めるものとし、ここにこの法律案を提出するものとした次第であります。

以下、本法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず、この補償契約により補償する原子力損害の範囲は、地震または噴火等によるもの、正常運転によるもの、事故があつてから十年以後に賠償請求が行なわれた、いわゆる後発性障害及び原子力損害賠償責任保険では埋められない原子力損害であつて、政令で定めるものであります。

正常運転の際に損害を生ずることは、現在の科学的知識では全く予想されないものであります。原子力には未知の要因のあり得ることも考慮し、万一の場合に対処したものであります。

次に、原子力事業者が納付すべき補償料につきましては、損害発生の見込み、政府の事務取り扱い費等を勘案の上、その料率を政令で定めるものとしてあります。

第三に、政府は、原子力事業者が、損害賠償措置を講ずることなく原子力の運転等を行つた場合、補償料納付を怠つた場合、保安のために講ずべき措置違反等、原子力事業者が義務違反があつた場合などは、補償契約を解除できるとしたものであります。しかしながら、原子力の運転に伴う危険が直ちに解消しない点を考慮いたしまして、この契約解除の通知を原子力事業者が受けてから九十日の間に生じた損害については、政府は補償するものとして、被害者保護に遺憾なきを期しております。また、この解除通知後の損害のほか、通知義務違反事項に基づく損害等についても政府は補償するものであります。かかる事業者につきましては、補償金に相当する金額を後に返還させることとしてあります。

なお、政府の締結する補償契約の限度につきましては、会計年度ごとに国会

の議決を経た金額の範囲内としており、三十六年度予算案におきましては二十億円を予算総則に掲げ、御承認を求めている次第でございます。

以上が原子力損害賠償契約に関する法律案の提案の理由並びに要旨であります。

次に、新技術開発事業団法案の提案理由を御説明申し上げます。

近年、日本経済の発展は目ざましいものがございまして、これには遺憾ながら、外国技術の導入が大きな役割を果たして参りました。そのため、対外支払額は毎年増加の一途をたどり、昭和二十五年以来の累計は一千億円を突破いたしております。日本経済の健全かつ自主的な発展の上からも憂慮すべきことであります。このような外国技術依存の体制を脱却し、国民経済の向上をはかるためには、この際、わが国の新技術の開発を強力に推進することが必要でございます。

新技術の開発とは、申すまでもなく、わが国独自のすぐれた研究成果を開発育成することであり、これが企業化に際しまして、不安が大きいために、企業化することに多大の困難と支障を伴うものについて、実際の規模において行なうことをいうのでございます。従来、わが国には、すぐれた研究成果が少なからずあることは一般に認められておるところでございますが、その研究成果を、産業に導入できるところなどところまで進展させ、開発することと遺憾の点が多かったのが実情でございます。

英国におきましては、昭和二十四年に研究開発公社が設立され、国の投資による資金をもとにして、公共的開発、発明を企業化する事業を開始してお

ますが、現在は百億円の投資限度ワケに拡大されるという段階にまで発展し、多数の成果を上げております。

わが国では、英国の例などを参考とし、昭和三十三年理化学研究所法施行にあたり、同研究所に開発部を設け、新技術の開発業務をも担当せしめて参りました。その業務は、国の研究機関、大学その他の研究機関において上げられた研究成果のうち、民間企業の危険負担によつては、開発することが困難である重要な新技術を企業に委託して開発するとともに、その開発の成果をできるだけ広く民間企業に活用させるといふ新しい事業でございます。

以来今日まで三年間に、三億四千万円の政府出資金で七件の新技術の開発を委託し、そのうち、三十三年度に開発を行なつた二件はすでに成功の域に達しました。

このように委託開発事業について明るい見通しを得ましたので、より強力にこの業務を推進させるため、この際、理化学研究所の開発部を分離独立させ、新技術開発事業団を設置するに至つたものであります。これが本法案を提出するに至つたいきさつであります。

本事業団の業務は、理化学研究所の開発部で行なつてきた事項をそのまま踏襲しております。ただ、事業団として独立するにあつて、従来理化学研究所に置かれておりました開発委員会を開発審議会に改め、諮問機関としての責務を明確にさせる等、若干の改定を加えております。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、同事業団の設立の目的は、新技術の効率的な開発、及びその成果の普及の事業を行なはしめることにあります。

第二に、同事業団は全額政府出資の法人であつて、その資本金は、三十六年度に予定されている出資金三億円と、理化学研究所の新技術開発関係資産約三億四千万円の合計、すなわち、約六億四千万円であります。

第三に、役員は内閣総理大臣の任命する理事長、専務理事各一人、理事四人以内、監事一人であります。

第四に、開発審議会は、科学技術に関する学識経験者十名以内をもって構成され、新技術開発の基本方針の決定、新技術の選定、開発実施の結果の諮問に際することになっております。

第五に、同事業団の業務は、企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること、新技術の開発の成果を普及すること、新技術の開発についてあつせんすること等であります。

第六に、同事業団は、内閣総理大臣が監督いたします。

第七に、同事業団に対しては、登録税、印紙税、所得税、法人税、事業税、不動産取得税を非課税とする等、税制上の助成措置を講じております。

最後に、理化学研究所から同事業団への権利及び義務の承継についての規定、その他経過規定並びに理化学研究所法の関係条文の改正等を定めております。

御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○山口委員長 以上で四法案の提案理由の説明は終わりました。

これらに対する質疑は、次会以後に議することといたします。

○山口委員長 次に、科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。岡本隆一君。

○岡本隆一委員 このたび、政府は原子力開発利用の長期計画を改定したものを発表されましたが、それを見ますと、その改定の要旨は、日本のエネルギー事情の変化、あるいはまた、国際的な原子力エネルギーの開発状況の現段階から見て、とにかく、今日の状況のもとにあつては、早急に原子エネルギーを日本に動力として使っていくことは困難である、だから、もう一度基礎的な問題についての研究段階に入っていきたい、というふうな内容のものであるように理解するのでございますが、これを裏返して言いかえますと、結局、日本で原子力が開発されてから今日まで七年の歴史を持っておりまうけれども、その間、日本の原子力研究は一種のムードといえますか、ブームというか、とにかく、早く原子エネルギーを動力として日本に持ち込まなければならぬ、そうしなければ世界のエネルギー開発の状況からおくれをとってしまうというふうな形で、非常に日本に原子力を動力として導入することに急いでおつた。その夢がようやくきめて、これはなかなか早急にはいかない、だから、一応その夢からきめた

今日の段階では、もう一度静かに基礎的な研究を積み直して再出発しなければならぬ、こういうふうな意味に私はとらえておるのでございますけれども、そういう段階から申しますと、今の日本の研究施設というものをみるときに、非常に七年の間に足踏みしているような状態、現在動いている炉はただ一つ、五十キロのウォーター・ボイラー型があるだけであつて、すでに計画されておつたところの第二号炉も今ようやく動き始めて、それが問題になつてゐる。関西の研究用原子炉はまだ敷地がやっとときまつただけというふうな状態でございますが、これから先、研究炉といふものをもっと数多くふやしていく、あるいは一応研究の重点を原子力研究所に置き、さらにまた、関西に一基の研究炉を設けるといふ、二つだけでもやっていくといふとされるのか、今後の方針について具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○農林政府委員 原子力委員会におきまして先般長期計画の改定を行ないましたが、その理由等から申しまして、ただいまお尋ねのございました前提となります問題、つまり、原子力開発の態度についての考え方の問題につきましては、大体おっしゃる通りであると思ひます。ただ、原子力ムードがさめまして、今まで追つかけるのに急を、基礎の方からやり直すことにした——と申しますと多少語弊があるのかという気がいたしますが、御承知の通り、原子力委員会自体におきましても、決して応用方面に追つかけることに急である、そつちの方が大事だといふことで動いておるわけではござい

ませんで、基礎から始めまして応用に至るという両建て申しますか、一体として形においてこれを進めていきたい、こういうつもりでやっておつたわけではございます。たまたま原子力委員会の長期計画にも述べられておりますように、世界のエネルギー事情がだいぶ変わつて参りました。と申しますのは、石油が非常に多くなつてゐる、あるいは原子力自体におきましても、技術的な困難性というものが再認識されてきたといふいろいろな事情がございまして、原子力の実用化という問題が世界的にやや延びるという結果になつて参りました。日本のこれに対する考え方と申しますものは、外国に追いつくということが一つの大きな命題でございまして、結局、その間に余裕ができたといふことじゃないか。従いまして、今までより以上に基礎的な問題につきましても研究を進めていく時間的な余裕ができたといふところから、先生がおっしゃいますように、基礎的な研究関係にも今後大いに力を入れていくことができる、こういうふうな考えでおるわけではございます。前提の問題は、そういうわけで、やや補足させていただきます。研究施設が全般におかれておるのじゃないか、基礎的な研究を行なう施設がおかれておるのじゃないかというお尋ねにつきましては、私どもも、当初計画いたしました通りにはなかなか進んでおらないという事情を認めざるを得ないわけでありまして、これは事実でございます。御指摘のように、第二号炉も非常に早くおつておりました、昨年より早く臨界に達し、その後まだ予備実験的な運転を行なつておるとい

状況でございます。また、これは直接原子力委員会の問題あるいは科学技術庁の問題ではございませんけれども、大学におきましてこの研究炉の第一号でありました関西の原子炉も、御承知のような事情で非常におくれでおる、これは認めざるを得ないところでありまして、しかしながら、全般といたしましては、おくれながらも着々計画の通りに動いておまして、私どもが一番希望いたしておりますところの国産一号炉も、どんどん作業が進展しておりまして、近く据付も完了できるといふような状況にあります。

さらに、今後そのような基礎的研究のための研究炉等をふやしていくつもりはないかというお尋ねでございます。これは長期計画にも述べられておりましたように、当初考えられておりました実験用の原子炉と申しますものは、国といたしましては、原則として集中する方針のもとに、一号炉、二号炉、三号炉——三号炉は国産一号炉になるわけでありまして、それから動力試験炉という構想、それに時期がやや不明確になつておりましたけれども、材料試験炉を作りたいという計画を持っておりました。先般発表された改定された長期計画によりまして、三十六年度、つまり、たゞいま国会で御審議願つておりますところの予算案におきましても予算が計上せられておりますが、そのほかに、スィミング・プール型の原子炉を、やはり原子力研究所に設置するというものをつけ加えたわけではございます。なお、材料試験炉につきましても、長期計画は、時期その他詳細につきましては、まだできておりませんけれども、やはり適当な

時期にこれを置くことを計画いたしております。

さらに、いわゆる厳密な意味で原子炉といふ範疇には入りませんけれども、臨界実験装置、つまり、核分裂反応が始まるという程度までの装置、これは実質的には原子炉とほとんど変わらない、むしろ非常に小型なものよりは、いわゆる実験用、研究用といったしましては、決してその安全性の面でも軽視できないような炉につきましては、現在までも、原子力研究所においてそれぞれ小規模に実施いたしておりますけれども、今後、たびたび問題になつております平均質の研究等も進みますにつれて、これらにつきましても、さらに研究の進展に応じまして試作をやっていくといふような問題も出て参らうかと思ひます。

国の関係いたします原子炉等につきましては、大体そういうような状況でございますが、なお、それ以外に、国立の大学関係につきましては、関西の原子炉以外にも、いわゆる臨界実験装置あるいは原子炉といふような形で要望があることも承知いたしておりました、逐次具体化していくものと考えております。

なお、国以外の問題でございますが、これらにつきましても、すでに御承知の通り、私立の大学でございまして、あるいは各民間におきまして企業等におきまして実験装置等を持つ傾向が出て参つております。これらも、次々に続出するといふふうにも考えておりませんけれども、そのものが適当でございませうれば、国といたしましてこれをとめて参るといふことは考えておりません。適当なものでござい

そこで、なぜおくれたのかと申しさ

の方では、この燃料では責任が持てぬ

は国際裁判になりました、フランスの

たいと思うのです。聞くところにより

実はございましたので、現地を御調査

額うということにいたしましたして、ちよ
うど三、四日前に決算委員の方々に連
れ立って現地をごらんいただきまし
た。そこでいろいろ御研究願って大へ
ん御参考にもなり、御納得いただいた
ような次第でございます。実は、本日
もそういう点でも御説明申し上げた
いのですが、私もしろうとでし、私
がお答えしておると、またわからなく
なってしまうので、原子力局長あ
るいは係の者を呼び寄せてお答えした
いと存じますが、ただいま、実は内閣
委員会が科学技術関係三案がきよう上
がります関係で出ておりますので、た
だいま呼びに参りましたから、おそれ
入りますので少しお待ちを願いたいと思
います。

○岡本(隆)委員 それでは、次の問題
をお尋ねしたいと思ひます。

そこで、AMFを契約されるとき
に、われわれあとで承ってびっくりし
たのですけれども、AMFという会社
は原子力の建設にはあまり深い経験
を持たない会社であつて、原子力の建設
に対しては、GEであるとかその他他
験を持った会社が、やはりわれわれも
もでいふん激しい注文の取り合い競
争をやつておつたように聞くのであり
ます。その中で、一番経験の浅い会社
が特に選ばれて、そのために今日のこ
ういう事態が起つてきたということ
については、われわれとしては、もう
一つ納得のいかないものがあるのをご
ざいます。契約当時、AMFという会
社はどのような会社である、あるいはま
た、それが原子力についてどれだけの
実力を持っているかというふうなこと
は当然調査しなければならなかつ
た、また、されたであらうと思ひので

ありますが、そのときの模様をお伺い
したい。

○島村政府委員 お話の通りでござい
まして、一万も出しますような原子力
を注文するにあたりまして、いいかげ
んなところに注文するといふことが
あつてはならないわけでございます。
今日こういう結果になつてきました後
におきましては、AMFという会社は、
もとたばこ機械を作つておつた会社
じゃないか、あるいは現在はボーリン
グをやつておる会社じゃないか、そ
ういふいかげんな会社だ、という御批
判も出ておるやうに聞いております。

しかし、当時AMFを選びました際
におきまして、この会社はすでに原子力
関係への転換を行なつております。ア
メリカの原子力委員会関係の研究機
等におりました技術等も多数入れまし
て、会社もAMFアトミック株式会
社、原子力という字を特に社名に入れ
くらに原子力関係に転換をいたして
おつた会社でございます。すでに当時
におきまして、アメリカ国内はもちろ
んのこと、海外に対しても原子力製作
の経験を有しておる。もちろん、GE
あるいはウエスティングハウスとい
うような会社と比べてやや実績が劣る
かもしれません。またCP5でこのよ
うな製作の経験はどうかというお尋
ねも、実は決算委員会でもございま
した、シカゴ・バイル5型と申しま
す。原子力で一万キロを設計した
のは、むしろ日本が最初でございま
して、当時そのような製作経験はと
いうことになりまして、これは多分世
界じゅうどの会社もそのような経験は
持つていなかったわけでございます。
正確な数字は記憶いたしております

が、AMFにおきまして、すでに当時
においても十ばかりの原子力の製作経
験は持つておつた。従ひまして、原子
力の製作能力に欠けるというふうな判
定をすることはできないような会社で
ございます。その後におきまして、
AMFは、ドイツでありますとか、あ
るいは、たしか南米であつたと思ひま
すけれども、そういうところに原子力
の輸出もいたしております。今日にお
きまして、AMFが原子力の製作に
おいて技術が欠ける会社といふことは
言えなからう、さうに考えるわけ
であります。

なお、そのような技術的な問題のは
かに、会社に関しましてはゆる全般的
な調査といふものも、実はこの契約
事者であります原子力研究所におい
ていたしております。原子力研究所は直
接いたしたわけでございますけれども
も、銀行関係を通じて、アメリカ
での信用状態その他会社全般に關する
調査も行なつておる。従ひまして、先
ほど政務次官からお答え申し上げま
したやうに、結果において非常に遅延
したといふこの事實は、当然遺憾であ
るということでございますけれども、当
時におきまして、このAMFを選定
の中に入れたことにつきましては、最善
の配意を行なつた上であるといふ
に、私どももいたしましては原研の態
度を了承しておつたわけございま
す。

○岡本(隆)委員 能力に欠けてい
なかつたといふことと、それからまた十
分な能力を持つておつたといふこと
はおのづから別であらうと思ひのであ
りますけれども、この注文をされる過程
において、たとえば、GEであるとか

その他の会社では、二〇%の濃縮ウラ
ンではとも一万の出力は出せないか
ら、五千にしてくれといふことを強く
主張したといふことが伝えられてお
るのであります。ところがAMFに限
て一万出さからといふことで、設計
通りのなにももって注文をとつたとい
ふことでございますが、それはど
ういうことでございまして、それはど
ういうことでよく知られてゐる幾つもの
会社、とて一万出せない、それはもう
無理だ、こゝ言つてゐるものをい
や、私の方は一万出しますとAMFが言
つた。しかも、そのAMFは、現在まで
イメージ・ブルだけより作つてお
らない、比較的经验もほかの会社に比
べて浅い、こゝういふふうな状況の中
で、たしてそれではAMFがその設計
の、また、こちらの要求通りの炉を建
設できるかどうかといふことについて
は、一応疑いを持たなければならな
かつたと思ひのでありますけれども、
それについては、先ほど次官がおつし
やつた買ひ手の弱さといふふうなこ
とも、作つてやると言われれば何も
ももたれ込んでくる、こゝういふ
の、また、先方の申し出をうのみに
されたのかどうか。私どもに自主性
がなかつた、そしてまた、まじめさ
がなかつたのではないか、こゝうい
ふことが考えられるのですが、どう
でしょう。

○島村政府委員 結果論といたしま
してそのよう御批判もあらうかと思
ひのでございまして、むしろ、気
持の問題の方で申しますと、実は自
主性があり過ぎた結果だといふふう
に、私どもは考えられるわけであり
ます。これがごく普通に考えられます
建築物

でありますとか、道路であります
か、たとえ工事金額等は大きな大工
事でありまして、こゝういふふう
に、いわば一般的に通常ある問題で
ございまして、まさに、おつしやる
通りであらうかと思ひますが、何
しろ日本の原子力に携わる研究者
としての日本原子力研究所の研
究者たちは、当時、もうすでに
CP5型といふような炉は必ずしも
珍しくない、アメリカにも幾つある
し、その他の国にも幾つあるし、
原子力でありまして、これを外国
に置いてあつて、もうその規模
あるならば製作経験もあつて、そ
こに注文すれば間違いないといふ
ものを入れただけでは単なる模倣
に終わり、いゝわばでき合ひを買
うようなものでございまして、そ
こに研究的な要素が何もないこと
をむしろ遺憾とし、同じ注文を
するのがあるならば、今までも
のよりももう一歩前進したものを
考えたいといふところから、知恵
をしぼつたわけなであります。従
ひまして、その当時五百ないし千、
あるいは三千といった程度の製作
経験を持ったところから、日本
あたりは三千程度にしておきな
さい、こゝ言われまして、何とか
一歩出たものを考えてみたいとい
ふ意味におきまして、いろいろと
設計等につきましても勉強いたし
まして、それに協力してくれとい
ふやうなところから、これは心
意気といたしましては、他主では
なくして自主性があり過ぎたとい
ふふうにも感ずる程度でございま
すので、気持の問題といたしまし
ては、さうに御了承願ひたいと思
ひのでございます。つまり、同じ
じ作るなら、今までのありふれたもの

でなくて、もうちょっと進歩したものにしたいという気持ちの現われであつて、安全第一主義をねらいまして、すでにもうそこまではいってあるものを買ってくるというコマージュの問題ではなくて、研究の問題である、こういう気持ちであつたということを御説明申し上げたいと思ひます。

○岡本(隆)委員 事情承りますとまことにけつこうな心意気のようにございす。しかしながら現実においては、今こういうふうなことになるておりますと、その計画そのものが無理であつたのか、あるいは設計は正しかつたのか。今おかれてゐるけれども、それはほかの事情によるのである、それは燃料その他の事情によるのである、燃料さへ次々かえていって、燃料の問題は、またなに見えてからお尋ねしようと思つて残しておりますが、燃料をかくていけば、将来設計の計画通りの一万キロは確かに出る、もう二三百キロまでだんだんパワー・アップされてきた現段階においては、これならいける、これは設計であるとか、あるいは炉の建設の実施の諸点から見ても、ばななができたんだ、これでもういいんだというふうにお考えになつていらっしゃるんですか。その辺のところを一つはつきりお答えいただきたいと思ひます。

○島村政府委員 これは非常にむずかしい研究上の問題でございまして、私のような事務官が断言するようなことは、これははばかるべきことかもしれぬと思ひますので、私もが原研担当者から聞いておることを、私もその通りであると思つて申し上げるという

ことに御了解いただきたいと思ひます。

原子炉につきましては、十分に一万キロの出力を出し得る性能を持った原子炉であるというふうな考へておるのが、現在におきまます原研当事者の見解でございす。つまり、原子炉自体が不備であるというふうなものでございす。先ほどもおっしゃいましたけれども、A M Fとの間の問題を追及しなければならぬことにもなるかと思ひます。現在のところでは、一挙に一萬キロというところまで持つていけな原因は、もっぱら燃料関係にある。つまり、燃料と炉の組み合わせで出力は出るわけなんぞでございすけれども、それが出ないのは燃料側にある。従つて、一回目の燃料がいわば燃えまして、二回目の燃料を装填いたしますときには、もっと燃料面での工夫をこらしましていい燃料を装填いたしますれば、一萬キロは出るという見込みでおるわけでございます。先ほど政務次官が申されましたように、燃料は今の燃料でも十分いけるという確信を原研当局は持つておるわけでございますが、もし第二回目に入れますと、不幸にして一萬までいかななくて、かりに五千六千であつたといひますれば、炉の側には今のところ何ら欠陥というものは発見されておらぬというのが現状であります。ただ研究上の問題でございすので、場合によりましては、あるいは燃料のみならず、炉の方にも若干の改良を加えた方がいいというやうな問題は出て参るかもしれない。現在のところでは、燃料さへ改良されれば二萬まではいけるという確信を原

研担当者として持つておるというやうに聞いております。

○岡本(隆)委員 今の御答弁で、せっかくという外貨を使つて建設したのだが、それが非常に不備なものであつたというところに対する国民の疑惑がある程度とれて、これはまことにけつこうだと思ひます。しかしながら、こういうことがはつきりしてくるまでの間に、その契約の内容について、もしそれが——これは炉の設計が予期通りのものであつたから幸いでございまして、けれども、この炉そのものが万一役に立たないものであつたというやうなことが起つた場合に、A M Fとの間にわされた契約というものが、先ほど次官の言われた買ひ手の弱さというやうなものをおまゝに露骨に示されておるという点において、私は、これは契約された当事者に相当な目減を今後していただかなければならぬ問題がたふさんあると思ひます。それは、今、アメリカの州法によるところの契約をやつたんだ、こうおっしゃいますけれども、その売り手、買ひ手はそれぞれ立場において契約すればいいのであつて、しかも、向かう方からはそれぞれ売り込み競争に来ておるときに、こちらが炉の設計について満々たる自信を持つて、いや一萬出さなければおれの方は注文しないのだ、一萬出せないというやうな業者にはおれの方は発注しないぞ、こういうふうなきせんなる態度をとられると同じやうに、契約のときにも、これは炉が建設されて、臨界に入つて運転が開始されて、それから後、一定期間内に出力が出なければというやうな条項を契約の方に

も当然結ばれるべきであつて、契約を

して、契約発効後何カ月というやうな間に責任を持つ、保証期間をそういうやうな形において置くというやうなことはあまりこれは日本の商取引の常識からはずれ過ぎた商取引である、こういうふうな思ひでございす。その、その辺については、どうしてそういうことになつたのですか。

○松本政府委員 ただいまの岡本委員のような疑問が私も実は出まして、いろいろ當時契約締結に当たつた者に状況を尋ねたわけですが、そうすると、A M F一社を指定して隨意契約を結んだのではございせん、他の三社ほどの見積もりをとつたところが、いずれも他の三社はみな百万ドル以上オーバーして相当高かつた、九十八万四千五百九十五ドルという契約金になつております。ちやうど百万ドルという、こちらの予算とはば合ふというので、同じものができるのならA M Fでいいではないかということ、それでA M Fと契約を結んだ、しかし、この会社が炉を作るに於いての不安を持つ会社かどうか、過去の経験はどうかということをお調べたのですが、もともと、この原子炉というものは、御承知の通り、アメリカでもまだ當時では、古い会社で十年の経験も持つておらぬといふやうなことで、どこの会社でも長い経験を持つたしにせというものはございせん、それで結局、この会社も責任持つて作る能力もあるし、また、資格もあるということとなつて、こちらの大体百万ドルという予算の範囲でいけるということで締結をしたということとして、そうなれば、これはやむを得ぬことだといひなければならぬ。そこで、第二の問題点は、この買ひ手

と売り手だ、だから売り手の国の規則によつて規制されるというよりも、買ひ手の、金を払う国の法律によつて契約を結ばれるべきもんじやないかというところを尋ねたのですが、それはごもっともです。ごもっともだが、残念ながら、日本は原子力に關しては幼稚園に入學するといふやうな弱立場に立つておる、だから、そういうやうなことを言へば相手になつてくれない、頼み側といふやうなことになるてしまふので、残念ながら、こういうことになつた、しかし、今後は日本も対等の立場で商取引ができる、いやならこつちで作る、まかり違はばこつちのものを外国に売るといふほど日本の技術も進んでくる、こういうことになれば、最初のうちは、残念ながら、そうでもして日本の原子科学を進めなければならぬといふやうな、やむを得ぬ事情があつた、こ

う言つております。そう言われれば、當時に当たつた者としては相當な苦勞もあつたであらう、しかし、何となしに、日本の慣行からいひ、日本流に考えると少しずいぶんいやな感じが、こ

ういふふうな私でもしろうと考へに思つたのですが、当時の者としては誠心誠意努力を払つたのですと言われてみれば、君たちに落度があつたのだ、怠慢じゃなかつたのかとこちらが言つただけの証明する資料もなし、今後は十分注意しますけれども、また、こ

ういふことはおそろしく起こらないと私どもは考へておりますので、過去のことは残念な結果になつたが、早く取り戻すといふことにして、国民の信頼を裏切らないやうにしたいものだ、こ

○岡本(隆)委員 とにかく売ってもらわねば困るのということでごさいますけれども、ただ物をもらうのじゃないのです。ずいぶん高い金を出すのです。それを、そんな弱い取引にされる理由が私にはどうもみだめないので、ことに、こういうふうな事件が起こってきますと、取引の弱さというものがまざまざと見せつけられる。契約発効後三十カ月ということでありまして、途中で事故が起こって建設がおくれればおくれは、早く保証期間をそれだけ食ってしまいますから、向こうの責任を負わなければならぬ期間が短くなってくる。そんな保証というものはあり得ないと思うのです。しかも、据え付けて、これはうまくいかぬぞ、それは燃料のせいだというふうなことでも、事実燃料であったかもしれないが、逃げられてしまふ。かりに、自動車を買ったところうまく動かない、そうすると、いや、それはガソリンが悪いのだ、いや、ガソリンじゃないに機械の方だというふうなことで議論をしておてもだめだ。現実を買った自動車は正常に動いてこそ、金を払った値打ちが出てくるのです。だから、先方も燃料が悪いのだといって突っぱねるのじゃなしに、向こうの方でもよく検査をし——もちろん、向こうに対して燃料についての検査もある程度依頼しておることなんです。だから、それについても、責任を持って完全な原子炉の運転ができるようになるまで誠意ある態度をとるべきであり、また、とらせるべきであつたと思うのです。それを、こういうふうな、あまりにばかばかしい契約であり、しかも、そのあと、まるでくわえて振り回すような調子にされておる屈辱的な商取引の姿を見て、国民の一人として義憤を感じざるを得ないというのが、われわれの感情なんです。その点について、そういうふうな、契約後三十カ月という商取引がなぜ行なわれたのか、もう少し御説明願いたい。

○島村政府委員 まことにおっしゃる通りでございます。私どももいたしまして、先ほど御指摘のございました熱交換器一つリークがあつたからといって、取りかえるのに、船に乗って往復いたしますので一年もかかるということになりますと、御指摘の通りだと思ひます。ただ三十カ月という期間につきましても、製作期限はちよつと覚えておりませんけれども、大体あれは一年でできるはずだと思ひます。いまして、当時といたしましては十分の余裕をとって保証期間というものをきめたつもりでおつたわけなんです。先ほど政務次官から御説明申し上げましたように、しかも、契約の上におきまして、その予定された納入の時期というふうな、きちつとしたものではございませんで、したけれども、それについて最善の努力を払うというふうな条項も実は入れておつたわけです。つまり、期日に間に合わないときは延滞金を払えというふうな交渉もいたしたたりした結果は、結局、いろいろな関係でそういう条項が入りませんでしたが、納期を約束通にするために最善の努力を払うというふうな表現の条項が契約の条項に入つたというふうな経緯もございます。言いかえますれば、非常に紳士的であり過ぎたということはいえるかと思ひますのでありますけれども、当時といたしましては、先生御指

摘になりましたような、屈辱的契約だけれどもやむを得ないというふうな感覚はむしろなくて、一応最善の努力を払い、これでもうどこから見ても、大体これならよからうというふうな気持ちのもとにいたしたわけでございます。結果的には少し紳士的であり過ぎまして、妙な結果になつたということとはきわめて遺憾でございます。その結果、これにこりまして、その次に昨年同じ原研が契約いたしました動力試験炉におきましては、契約金額もさらに張ることとでございますので、慎重にこの経験を生かしまして、燃料と原子炉というふうな相対関係につきましても工夫をこらしまして同一の相手方に発注をして、そのようなところから、いわば責任回避というふうなことが起こらないようにという配慮もいたしたわけでございます。御了承を願ひます。

○山口(龍)委員 関連して。ただいま政務次官と官房長のお答えを聞いておりますと、非常に奇異に感ずる点がありますので、政務次官がお答えされまして、この契約については、とにかく買手は日本であり、売り手はアメリカである、向こうは商法があるけれども、こちらとしては日本の財政法もある、そういう中で奇妙に思つていろいろ調べたところが、何しろ、こちらは原子力の問題に関してはまだ幼稚園の段階であつて、強いことが言えないというふうな点で、やむを得なかつたというふうなお答えをせられまして、ところが、先ほど官房長からお答えを述べた点では、こういうことを述べておられます。とにかく一千万キロワット出ると、とにかく、今のところ

ころは千キロは見通しがある。燃料については今後変えていけば出るかもしれない、とにかくこのCPS型の初めの設計に無理があつたのではないかと、岡本委員の御質問に對しまして、いや、日本の原研の技術員が自主性があつたのだ、結局、現在CPS型というものは決して珍しくないものではない、どこにもあるものだ、三千キロ、五千キロくらいは出るのだというお話があつたけれども、技術員の人たちがきわめて自主性があつたために、意欲的に一千万キロワットというふうな炉を要求し、そのような契約を進めていったのだ、こういうお答えがあつたと思ひます。そうするとおかし。片方は、幼稚園の段階から契約については強いことは言えぬ、こう言つておる。しかし、片っ方においては、いや、技術員の方は大いに意欲的であつて——とにかく、日本は地震国であつていろいろ問題点のある国で、しかも、あの東海村の付近は、日本でも一番地震のひどいところでしょう。そういうところ

に、しかも、在来以上の意欲的な炉を技術員が要求したんだとすれば、幼稚園でなくて、非常に高いところにあつたということになるでしょう。片っ方は、幼稚園だからこういうわけだ、片っ方は、そうではないというふうなことを言つておられる。この点については、非常に奇異な点を感じるわけでありまして、この点は一体どうなんですか。技術員がそれだけ高いところを要求するならば、契約についてだつて幼稚園だということは私は言えないと思ひますが、どうですか。

○島村政府委員 問題の違つた点を結びつけられますと、なるほど、一方では非常に高い理想を掲げながら、契約の面ではそういうような残念な結果になるような契約を結ぶ、そこにどうも食い違ひがあるのじゃないか、こういうお話であります。私は、その点につきましては、先ほどお答えのときに申し上げましたように、むしろ自主性があつたのだと申しますのは、気持の問題でございます。私は、何も原研の技術者の責任に転嫁するつもりで申し上げたわけでは決してございません。私どももそうだと思つたわけでございます。つまり、外国にあるようなことよりも、何か一歩前進したものを作りたいという気持という意味において、できるだけいいものを買いたいというところをいろいろ検討して、一千万キロのものを買いたいというところになつたということとを申し上げたわけでありまして、他方、契約上の問題につきましては、もっと契約期間等のきめ方につきましても、契約の当時からという言い方——これはオアというふうな形の一つの現われで、短い方ということになつておりますので、それがクロージング・アップされておるわけでありまして、それをやめて、完成してから幾らということだけにしておけばもっとよかつたということも考えられるわけでございます。そのような点について十分なれていなかった、あるいは交渉にあつた、今も申し上げましたように、紳士的であり過ぎたというふうな面が反省せられるということとを申し上げておるわけでございます。日本が當時において非常に進歩しておつて、いろいろすべての点がなれておつた、あるいは反対に、日本がすべて幼稚園で、

すような調子にされておる屈辱的な商取引の姿を見て、国民の一人として義憤を感じざるを得ないというのが、われわれの感情なんです。その点について、そういうふうな、契約後三十カ月という商取引がなぜ行なわれたのか、もう少し御説明願いたい。

摘になりましたような、屈辱的契約だけれどもやむを得ないというふうな感覚はむしろなくて、一応最善の努力を払い、これでもうどこから見ても、大体これならよからうというふうな気持ちのもとにいたしたわけでございます。結果的には少し紳士的であり過ぎまして、妙な結果になつたということとはきわめて遺憾でございます。その結果、これにこりまして、その次に昨年同じ原研が契約いたしました動力試験炉におきましては、契約金額もさらに張ることとでございますので、慎重にこの経験を生かしまして、燃料と原子炉というふうな相対関係につきましても工夫をこらしまして同一の相手方に発注をして、そのようなところから、いわば責任回避というふうなことが起こらないようにという配慮もいたしたわけでございます。御了承を願ひます。

○山口(龍)委員 関連して。ただいま政務次官と官房長のお答えを聞いておりますと、非常に奇異に感ずる点がありますので、政務次官がお答えされまして、この契約については、とにかく買手は日本であり、売り手はアメリカである、向こうは商法があるけれども、こちらとしては日本の財政法もある、そういう中で奇妙に思つていろいろ調べたところが、何しろ、こちらは原子力の問題に関してはまだ幼稚園の段階であつて、強いことが言えないというふうな点で、やむを得なかつたというふうなお答えをせられまして、ところが、先ほど官房長からお答えを述べた点では、こういうことを述べておられます。とにかく一千万キロワット出ると、とにかく、今のところ

ころは千キロは見通しがある。燃料については今後変えていけば出るかもしれない、とにかくこのCPS型の初めの設計に無理があつたのではないかと、岡本委員の御質問に對しまして、いや、日本の原研の技術員が自主性があつたのだ、結局、現在CPS型というものは決して珍しくないものではない、どこにもあるものだ、三千キロ、五千キロくらいは出るのだというお話があつたけれども、技術員の人たちがきわめて自主性があつたために、意欲的に一千万キロワットというふうな炉を要求し、そのような契約を進めていったのだ、こういうお答えがあつたと思ひます。そうするとおかし。片方は、幼稚園の段階から契約については強いことは言えぬ、こう言つておる。しかし、片っ方においては、いや、技術員の方は大いに意欲的であつて——とにかく、日本は地震国であつていろいろ問題点のある国で、しかも、あの東海村の付近は、日本でも一番地震のひどいところでしょう。そういうところ

完全に向こうの言いなりほうだいにやっておったというような関係では決してございせんということをお願い上げておるわけでありませう。

○山口(鶴)委員 では、お尋ねいたしますが、結局C P 5が起きた理由の一つに、熱交換器がアルミニウムであったという点も問題であったのでしょうか、それからまた、あの耐震的な構造がいろいろの過程において問題になっておくれたことも事実であろうと思ふのです。そうしますと、日本の原研の、あるいは原研といわず、日本の現在の技術的な、あるいは基礎的な学問の水準において、A M Fのあいつた計画が無理ではないかということ、は、当初当然予見し得たはずだし、また、そういう点を指摘した方々もあつたんじゃないかと私は思うのでありますけれども、そういう点から考えていきますならば、当時の事情からいまして、また、日本の技術の水準等からいまして、これはほとんどルーブルといつては語弊があるかもしれませんが、熱交換器の問題にしても、それから炉の構造の問題にしても、あれほどニューヨークと東京の間を行ったり来たりしておかれたというようなことは防ぎ得たのではないかと。また、しかも、日本が決して原子力の大学といつておるわけではありませんが、少なくとも、在来あつたものより一歩進んだ炉を何とかしたいという熱意と、また、それだけの意欲を持つ技術員でありませうから、そういう点は当然防ぎ得たのではないかと。いうふうに、私もいろいろと考へるのですけれども、こういうような点はどうなんですか。

か。

○島村政府委員 一歩進んだ原子炉についての設計の詳細等につきまして、私から申し上げるのには不適当かと思ひますけれども、当時、研究者たちは、もちろん一生懸命になつてこの問題を考へました。特に、日本ではこの関係の専門家というものが少ないこと、でございまして、今おっしゃいますように、熱意は非常にあつたのでございませうけれども、なお配慮の足りなかつた点もあつたろうと思ひます。その一つの例が、今おっしゃいましたような耐震性の問題でございまして、この点につきましても、当初から決して耐震性を無視した設計をしたというわけではございせんけれども、その後、一度設計をいたしました後におきまして、さらにこれらの点につきましては、やはり設計を變更した方がいだらうといふことになりまして、耐震面からの設計變更といふことも行われたわけでございませう。従ひまして、その点が先ほどおっしゃいましたような、いわば幼稚園のところから始まつていく過程でございまして、その当時の事情からいまして、それから当初から耐震面について問題が強く指摘されるような向きがございまして、当然に研究者たちも設計變更することなく、その以前においてそういう点も考慮した設計をいたしておつたらう、いわば日本全体の原子力の進展に應じた形がC P 5に現れておつたかと思ふのであります。

なお、熱交換器の問題につきましても、先ほど岡本委員から御質問がございまして、しばらく保留させていたたいしておりますが、燃料課長が参つておりますので、今のお話にもちよつと出て参りましたから、その点をお答えさせていただきますかと思ひます。

○田中説明員 熱交換器にアルミを使用いたしますのは、大体今までございまして研究にはほとんどこれを使つております。理由としてしましては、一つ非常に重要な点でございまして、核的な性質が非常によろしいのでございまして、御存じのように、重水が回りまして、熱交換器のところから重水から熱を取るわけにございまして、ところが、重水の中には多少核分裂性物質が出てくることは設計上も認められておりますので、そういうものを防がなければならぬ。それで、核的な性質がよいためにアルミを使つております。ステンレスは、なるほどよろしゅうございませうが、これは高温の場合に使ひます。研究炉は大体八十度とか、そんな低いところでもございまして、動力炉になりまして、二百度とか三百度といった高い熱になりますから、そういうときにはステンレスの方がよろしゅうございませう。ただし、御存じのように、ステンレスはアルミに比べて加工その他の他が非常に高価でございまして、従ひまして、研究炉におきましては大部分アルミを使ひます。これは先ほど申しましたように、核的な性質がステンレスよりもずっとよろしいということにございませう。

なお、関連しまして、原研がステンレスにすることを考へているのじゃないかというお話でございませう。なるほど、一部の人はそういうことを考へておりますが、まだ具体的にどうこうするといふところまではいつておりません。

○岡本(鶴)委員 何か一つステンレスの予備が別に作られて置いてあるといふふうなことでせう。それはこの「不思議な国の原子力」という書物に書いてありますが、そうすると、これはうそなんですか。

○田中説明員 その点につきましては、私の方としましてはまた聞いておられません。といひますのは、原研の方が発注もしないのにそういうものを作るといふのはちよつとおかしゅうございませう。われわれの方は国の予算で押えておりますから、そういうようなものがあれば、当然この原研の方から言つてくるべき筋合ひでございませう。それはおそろく会社が何かの思惑で作つておられるのか、その辺は私にもよくわかりません。

○岡本(鶴)委員 そうすると、ここに書かれてあることは流言を信じて書かれてある、こういうふうにあなたは言われるのですか。

○田中説明員 私は、そこまで言つてゐるわけではございせん、ただ私らの事実として申し上げてゐるわけでありませう。そういうことが行なわれれば、行なわれる前に、当然われわれの方に連絡があるはずでございませう。

○岡本(鶴)委員 それでは、熱交換器の問題はその程度にしておきまして、今の臨界の問題に入りたいと思ひます。

これは原研の方でないとわからないかもしれませんが、八本で入る予定であつた燃料が、臨界に入るのに十五本要つた、こういうふうなことでございませうけれども、今二百キロまでパワー・アップされるのについては、さらに、燃料を追加されたのですか、あるいは十五本のままでパワー・アップできておりますか。

○田中説明員 当初の予想は八本であつたのかかわらず十五本だつた、こゝろいふのは、実はあの原子炉に相当な実験孔がございませう。最初に考へました計算では、そういう実験孔その他の穴を全部埋まつたものとして考へて計算したわけにございませう。ところが実際に穴がございまして、それを考へますと、あとで精密な計算をしました結果では一四・幾らという数字が出ております。大体近い数字になつておるわけにございませう。

それから後段の御質問でございませうが、五百キロワットの運転をたたい目標にしております。千キロワットのうちの五百キロワット運転は、十九本入つてやつております。十九本でございませう。

○岡本(鶴)委員 そうしますと、十九本になると、二十四本というから、あと余裕は五本になりますね。そうすると、そのあとの余裕でもって千キロまでパワー・アップできるのですか。

○田中説明員 十九本で千キロワットまで持つていけます。穴は二十四本あいておりますが、ただいま協定上ではウラン二三五で四キログラム、言いかえまして二十二本分入るようになっておりますが、今のパワー・アップには十九本で間に合ひます。

○岡本(鶴)委員 それから、さっきのお話に返つて参りますが、契約が紳士的であり過ぎたのだ、こういうふうなお話ですが、商取引というものは相手を紳士だと思つて行なわれるのが慣習

でなくて、やはり契約を履行しないという最悪の場合を予想して商取引というものの契約書が結ばれるのが常道なんでしょう。だから、そういう意味において、紳士的な取引だったからどうもまずかったんだというふうなことでございませうけれども、原研には契約課というものがあつたに聞いております。そして契約を取りかかす場合には、そういうところを、しさいに書類を点検することになっておるはずですが、今度の場合には、一体その契約課でその書類が十分検討されたのかどうか、その辺のところをお聞きになっていらつしやいますか。

○島村政府委員 ちよつと古くなりまして、その当時では契約課というものがあつたとしてそのようなものについても検討を加える職責にあつたかどうかというところは、機嫌の問題でございまして、私ちよつと記憶いたしておりません。しかしながら、おっしゃいます御趣旨は、単に研究者自身が向こうと交渉していかげんな契約をしたのではなからうか、そういう法律的な面からの検討を怠つたのではないかと、御趣旨と解しましてお答えいたします。部内で法律的な検討を十分いたしました上で契約をしたというふうな聞いております。

○岡本(慶)委員 ところが、聞きますと、そのときの模様は、多くの会社から売り込みの競争が激しかった、そういう状況の中で、どれがいいかというものを検討するのに、嵯峨根さんがアメリカへ行かれて、アメリカからいろいろな検討の結果を持って帰つてこられたら、その結果を突き合わせてみ

なで相談して、その上でどれかきまるのではないかと、いうふうな周囲の人は予想しておりましたところが、嵯峨根さんが帰つてこられて、それで契約書を持って帰つてこられた。そして、これに署名するのだ、これで契約するのだというところで、それにサインをして、契約が結ばれてしまつた。ほかのいろいろなものについては、契約課で書類を全部検討して、その結果契約書を取りかわされるのに、この場合に限つては、そういう手続が踏まれておらなかった。ちよつと、これはグラマン、ロッキードと同じようなことが原子力の世界にも出てきておるのだというふうな風評を私は聞いております。何かそこに、源田さんが帰つてきたら、ばつとロッキードにきまつてしまつたと同じようなことが今度のCPSでも行なわれておつて、しかも、期せずしてそれが三菱資本と結びついておつたというふうなところに、ここにもそういうことがあるのか、原子力にもまた、というふうなわれわれ感ずるのであります。そういうふうなことは、いかげんな風説なんでしょうか。

○島村政府委員 私ただいま直接原子力局の仕事をしておりませんものでございませうから、やや記憶が薄れた点もございませうけれども、少なくとも、私の記憶に残ります限り、ただいまのお話は非常におもしろいお話だと思つたのでございませうけれども、そのようなことがあつたというふうな記憶を呼び起こすことができません。原研が行なひました契約ではございませうけれども、先ほどちよつと話もございまして、ように、予算面におきましても、原研の経費と申しますものは九〇%以上

上も出しておるわけでございます。研究の自由というふうなものを阻害しないようにというところは当然でございませうけれども、管理全般につきましても、国自体の監督も相当行なつてきたつもりでおります。ときには、原研の方からうるさ過ぎるようなこともたびたび言われております。このような大きな契約をいたしますときに、原研の役員の一人在勝手にきめてきて、もうこれでサインするのだというふうなことで事が済むというふうなことは、私どももいたしましてはとうてい考え得られないこととてございませう。当時の私の記憶によりましても、契約の端々に至るまでとは申せないかも知れませんが、けれども、おもな項目につきましても、原研側も原子力当局とも相談をいたしまして契約を取り結んだと記憶しておりますので、ただいまの御質問は、お話しとしては非常なうがたつたような、おもしろいお話だと思つたのでございませうけれども、そういうふうな事実があつたとは私どうしても考えられないわけとてございませう。

○松前委員 関連して、今の問題は、非常におもしろい話だということでありませうが、ちよつと伺つておきたいことがあります。

○島村政府委員 CPSは、AMFに注文いたしましたときの一つの条件に、製作費の約半額程度に相当するものを日本国内で発注する、下請でございませうけれども、そういうことがございまして、それから、私思ひ起こしまして、商

社は三菱商事が担当いたしました、そういうふうに考えております。また、それが事実だと思ひます。

○松前委員 アメリカン・マシニング・ファウンドリー、会社はそうでした。あれは原子力を作る会社として一番技術がおくれている会社というふうには私は思つておるんだが、それでもないんでございませうか。

○井上(啓)説明員 ただいま、AMFが技術がおくれているんじゃないかという御質問であります。AMFという会社は、戦前からマンハッタン計画に關係している会社で、原子力につきましましては古くからやつておる会社でございまして、このCPSをきめるときの状態でも、スイミング・プールにつきましましては約十基ほど契約をしていて、いう状況でございまして、その当時の判断におきましても、相当の技術的能力があるというふうな判断に立つたわけとてございまして、現在では少なくとも二十数基契約をしておりまして、相当の実績を上げておるわけとてございまして、技術的能力が低いということについての実証と申しましやうか、それが低いというところにつきましましての実証はあけにくい状態でありませう。

○松前委員 私は、AMFにちよつと行つてみたことがあるんです。いろいろ話しておると、この会社はどうかという感じがした会社なんです。そこに三菱商事だという話であります。そうすると、またグラマンやロッキードを思い出すというふうな関連性が出てくるのですが、あなたの方に伺つたつてこれは仕方がないと思うのですけれども、その裏に、技術的な内容から検討

されたことなどが、取引を通じての何か政治的な、悪い意味における政治的な要素がその中に含まれて取引されたのではなからうかという疑いを私は持つわけなんです。原子力研究所や原子力局その他に責任があるとかないとかいう問題よりも、むしろ、何か大きな力によつて、きまつたことを押しつけられたというふうな感じが前から多少しないわけでもなかつた。たとえば、原子力発電に関するあのコールダー・ホール型の輸入の問題にしても、サケ・マスやその他のカン詰とのなににおいがするといふ話も聞くし、そういうふうな、ほんとうに学術的な立場から原子力行政が行なわれてくるというならばいいんですが、そうでなくて、むしろ、頭からカン詰や何かの代償としてやられる、あるいはまた、三菱商事ともなればいろいろうわさにも聞くところなんです。とにかく、グラマンやロッキードの問題も思ひ起こすわけでありませうが、そういうふうなお話の中には行なわれたというふうな感じは、あなたの方に聞いたら、これは気の毒だとは思ひやうけれども、そういうことは絶対にないということはいへない切れますか。

○島村政府委員 松前委員御承知の通り、私は、現在原子力を直接担当いたしておるんですが、以前、約五カ年間にわたりつとやつて参りました。想像力がないせいだとは思ひますけれども、その間におきまして、先生がおっしゃいましたような空気を感ずることはできませんでした。岡本委員のさつきお示しになりました「不思議な国の原子力」も、私も急いで読んでみましたが、このような見方もあるものかと

二〇

いうふうに感じたくらいでございまして、残念ながら、私ども仕事をいたしておりましたときに、しかも、CP5が発注されましたような時期におきまして、そのようなにおいすらも私自身には感じられませんでしたので、私個人といたしましては、はつきりと、そのようなことにはないと思うということをお願いして、自信を持っていただくわけにございまして、ただ、何か目に見えない黒い大きなものがどこかで大きく動いておるといふことになりまして、残念ながら、私そのようなことは私個人として想像の限界を越えるものであらうと思うわけでありまして。

○松前委員 CP5その他、私も原子力学者のエキスパートでもないし、常識人でも、単なる常識にすぎないのですから、詳しく、どこがよくてどこが悪いということは具体的には申し上げかねます。しかし、どうもあのAMFという会社は商業的色彩の強い会社であって、みずから生産工場を持ち、研究所を持っており、責任のある会社であるように思われるのであります。同時にまた、三菱商事を通じておやりになったということ、こういうふうなところに、私は、どうも何だか今岡本さんの質問を聞いて、そうかもしれないぬなという感じを実は持つておるわけ、あなたから、そうであるという回答を聞こうとは実は思っておりません。しかし、それだけを質問して私の質問を終わります。

○岡本(隆)委員 つゆさら不正があるなとは思われないというふうな答弁で、私も心からそれを願います。しかしながら、この「不思議な国の原子力」という書物は、原研に詰めておられた新

聞記者の書いたものだということですが、それでもいろいろな第三者的な立場で、あるいは場合によれば、これは意地悪く批判しておられるけれども、この書物であります。しかしながら、こういう書物を見ますと、やはり私たちがとしては、こういうふうな見方を示されたときに、これがたして真実なのか、そうでないものか、正しく公正に運営されておられるかどうかということをやりましたしてみなければ、私たちはこの書物を読まなければならぬ、万幸あなたの方におまかせきり、こういうわけには参らないので、こういう書物が出て、それを種にして、材料にして、私たちがあなたにこういう質問をするということには非常に気の毒です。しかしながら、これもやはり私らのやらなければならぬ義務の一つだということだけは御理解願いたいと思うのです。このAMFという会社が、アフター・マウンテン・フィールド会社だ、その意味は、あとは野となれ山となれ会社だ、こういうふうな批判をされるほどがめつて商法で、いわば原研には売ったきりだ、こういうふうな思わなければならぬと思うのであります。したが、しかしながら、今後やはりこういうのがめつて商法に引かからないようにしていただきたいと思うのです。

そこで、もう一度燃料の問題に返って参りますけれども、そうすると、炉の方は完全なんだ、燃料が悪かったために出力が上がらない——この燃料は、そもそも一万キロという出力を出すために求めになった燃料だと理解するのですが、そうではないのですか。

○井上(啓)説明員 燃料は、もちろん炉と一体でございまして、炉が一万キ

ロの定格出力がある以上、一万キロに相当する燃料を装填するというのが建前になっております。

○岡本(隆)委員 ところが、その一万キロのつもりで買った燃料が、一千キロがせいぜい一ぱいだということ、しかも、AMFの方から途中で炉の燃料の検査をして、この燃料はだめですよ、この燃料では一万キロはよう保証いたしません、こういうような通知があったやに聞くのでありますが、その点はどうか。

○井上(啓)説明員 燃料の問題につきましては、AMFからの通知もございしましたが、その点は、この燃料は濃縮ウラン二〇%とアルミニウムの合金が入っている、その上を純アルミニウムでカバーしている、いわゆるサンドウィッチ型になって包まれておるものであります。この中で問題になりましては、濃縮ウランミニウム金属とアルミニウムの合金の中に介在物が入っている。この介在物が何であるかというの、中を切ってみなければわかりませんが、現在の推定ではウラン・カーバイドだろう、こういう推定でございしますが、大きさは非常に小さいのでございまして。たとえば一番大きいもので二ミリメートル程度でございしますが、そういうものが入っておるといふことが問題になったのであります。なぜかと申しますと、そういうものがありまして、その部分だけウランとアルミニウムの合金以上に熱がよけい出る、そこで故障が起こるのではないかと、こういう疑問でございまして。こういう介在物が入っておるといふことで、この低出力ということを推奨したわけではござい

ますが、この介在物の意味は、現在の

技術水準で検査の可能な範囲というの、そういう燃料板をエックス線を通して写像をとって判定するわけでありまして。従って、表面から見た大きなみ、全体で一・五ミリくらいしかございせんので、その高さの程度でどの辺にあるかということ、現在の技術水準では判定できないのであります。従って、そこに議論があるわけではございまして、それが、将来燃料として燃やした場合に、そこがこわれるかも知らぬ、こういう疑念で専門家の間でも議論があるわけにございまして、現在の水準から、この程度はいけないのだというもののきめ手がないわけでありまして。従ってわれわれの方の立場からいえば、絶対安全運転ということをお考えれば、低出力が安全だということはおきまりでございます。そういう意味におきまして低出力でございまして。しかし、一方、原研のCP5の運転計画は、初期においては一千キロワット、それでだんだん出力を上げてまして、一年半ないし二年で一万キロワットに上昇するというのが計画でございまして。従いまして、そういうようなインクルージョンで多少問題はございしますが、少なくとも、一千キロ程度の安全運転ができるということになりますれば、これは燃料として引き取って運転をしていくというものが最も妥当な道だ、こういう判断に立ちまして現在運転をやっておるわけでありまして。御承知のように、非常に慎重にいたしまして、現在までは七百五十キロワットまでの運転はやっております。今後さらに一千キロの運転を続けるというふうな状況でございまして、問題はありまして

が、そういうふうな観点から安全運転を十分にしまして、慎重な態度で進んでおるわけでありまして。

○岡本(隆)委員 そうしますと、安全運転ということをお考えなければ一万だとして上がるのだ、こういうことなんでしょうか。

○井上(啓)説明員 安全運転ということとを無視してやれば、一万キロは上がります。

○岡本(隆)委員 これはちょっと話が飛躍したかもしれませんが、こういうふうな言いかえたらいいかもしれませんね。その燃料で、不純だが、しかし、安全運転でだんだんその安全度を確かめながらぼつり／＼上げていけば、出力は現在の燃料で一万に上げ得るかもしれない、こういうふうな今考えられておるのですか。

○井上(啓)説明員 現在の燃料で一万キロの問題につきましては、今仰せになりましたように、徐々に上げていけば上がるかもしれない、これは言いがかりでございまして、この研究炉の運転というのは、ただ定格出力を出すのが目的ではございせん。従いまして、研究に際して出力を維持し、運転するというのが常道でございまして。で、今、そういうふうな意味で、上げ得るかもしれないが、何とかしていくところまでいこうという考えは持つていません。従いまして、現在の燃料では、原研の計画によりまして、一千キロワットで運転を続け、それでももちろん運転の訓練もいたしますし、実験もそれによってやる、こういう計画でおります。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、最初六カ月は一千キロより出さないので

を聞いたのでありますが、とにかく、今度の新年度の卒業生なんかでもほとんど入ってこない、もうこんな調子だったから、原研は将来人がないためにだめになります、こういうようなことを聞かれました、これは大へんな問題だ、しかしながら、そのことは、大学でもそういうことは聞かされているのです。大学でも、もう残る人がいない。そして、優秀な者はほとんど民間会社に入ってしまった。結局大学院に残る人は——こういうことを言うとき、さういふ人があるかもしれないが、ややBクラスになってくる傾向がある。だから、これはもう日本の教育あるいは科学技術の将来のために非常に残念な傾向であるということは大学でも言われております。従って、研究所であるとか大学であるとか、そういうところへもって人材を集め得るような施策をこれから国でとっていただかなければならないと思ひますので、特に、それは大臣に閣内でも強く要望していただくようお願いしておきたいと思ひます。

さらに、原子力委員を今度二名ふやすというところで国会に承認が求められておる模様でございますが、今度の二名の方を選出なさった基準というふうなもの、どういふ観点からお選びになったか、その辺のところを承らしていただきたいと思います。

○池田(正)國務大臣 二名増員の問題は、昨年の春の国会において御承認を願った案件でございます。そのときから、二名増員して、一人は大体専門家、一人は立法技術者というふうな意味で考えておられたようでございます。そこで私が就任いたしましたして、前

任者の方からそういう引き継ぎを受けましたので、それに基づいて私もいろいろ考慮いたしました。その場合に、私が最初に考えましたことは、立法技術者あるいは法律学者ということになりますと、立法措置というものはそうたくさんあるものでもなく、また、わが科学技術庁には若い法律学者、立法技術者がございますので、これらの人たちに十分やってもらう。また、御承知のように、最終的に法律案としてこれが出るときには、当然内閣の法制局という部門を通過いたします。そこを通過しなければ、これはできません。そういうこともありますので、そう法律に重点を置かなくてもいいのではないかと。それはあればベターでありましょうけれども、それよりも、現在いろいろな面で——この四月にも国会開議がありまして、あらゆる問題がこれからあるいは国際条約になったりして、国際的な関連性を持ってきたりするので、どうしてもそういう条約あるいは国際問題等についての該博な知識を持った専門家、そういう人が一人おつてくれなければ困るのではないかと、むしろ、法律学者よりもそういう方面にウエートを置くべきである、かような考え方からいたしまして、外務省出身者で、また、国際的にも——御承知のように、われわれがそういうような国際的な問題を処理し、あるいは連絡をするという場合には、従来外務省にたよっておるのであります。そうなるべくと、なおさら外務省と科学技術庁との連携というものを緊密にいたさなければならぬ。そういうようなあらゆる角度から考えまして、外務省関係の専門家を入れた方がよからう。そこで、その人選

につきましては、外務省から数名の人を出していただいて、そうして相談の結果、一人はきめた。それから、もう一人の科学技術者の問題につきましては、実は外交官でありまして、大体大使級以上の者はわれわれも個人的にわかります。従って、この人はどういふ特徴があるとか、すぐれているとか、欠陥があるとかいうことは大体見当がつきますけれども、科学者のことは私は全然わかりません。いろいろな学者の名前を聞かれますけれども、私には実はわからないのであります。ただ、卒直に申し上げまして、今まで三人ばかりの名前が出ております。三人とも、いずれもおそらくは甲乙つけがたいりっぱな学者だと私は思ひます。しかし、いろいろな過去の経緯から考えまして、結局その中から一人ということでは、本人は御迷惑かもしれないけれども、こういうような経緯でございます。ほかには何らの他意はないということだけははっきり申し上げておきます。

○岡本(憲)委員 原子力につきましては、国民はいまだに大きな恐怖を持っております。それからまた、原子力のこれからの利用方法についても、やはり国民はまだそれが純粋な平和的利用のみに行なわれるかどうかということについて疑問を残しております。そういうような段階におきましては、やはり原子力委員会というものの中にはいろいろな意見の人が入っていないければならぬ。原子力の平和利用あるいはまた原子力の開発ということについては、人それぞれに思うところが違い、また、願うところも違うと思ひます。極端な場合をいえば、一部の人のうち

中には、日本だって原水爆を持っていんだ、持たなければだめだ、こういう考え方を持つ人もなきにしもあらずでございます。しかしながら、国民のほとんどは、やはりそういうことのないようにというのを願っております。うのであります。そういうような意味において、日本の原子力行政の中核をなすところの原子力行政の中核をなすところの原子力委員会は、やはりいろいろな専門的な立場においての各界各層の人の支持を得るというふうな形ではなれませんけれども、同時にまた、ものの考え方という点においても各方面の支持を得る、こういう人でもなければならぬと思ひます。私は、人事の問題でございますから、こういうふうな点について、あまり強いせんざくをしてその人たちの将来に傷をつけるというふうなことはいたしたくございませぬし、そういうつもりもございませぬし、また、その個人々々については私は縁も何もないと思ひますけれども、しかしながら、そういうふうな意味合いにおいて——原子力委員を前回お選びになったときには、五名のうち一名は、これは科学技術庁の長官であります、あとの四名のうち一名は、大衆野党の推薦を受けた人というふうな形になっております。そしてまた、そういうふうな意味においては、ある程度内々話し合いがございまして、今度六名になったのでありますから、従って、六名のうち、その三分の一の二名については、ある程度野党の意向というものもしんじやくした人、事の運び方というものの——これは、私は単におれたちは三分の一の数があろう、こんなふうな意味で申し上げるの

ではございませぬ。また、派閥的な意識の上に立つて申し上げるのではございませぬ。これは、やはり国民はそういう意味においては、これからの日本の原子力行政の運営というものについて危惧を持っております。だから、その危惧を持っておる者の気持もやはり原子力委員会の中に反映してもらわなければ困るんだ、こういうふうな考え方は、これは私は筋が通らぬ考え方ではないと思ひます。そういう意味において、大臣も、今後欠員がきたり何かの場合には、あるいは改選というふうな場合には、やはりそういうふうな考え方を取り入れた上での人選というものを進んでいただかなければならぬし、また、そういう考え方をした運営をしていただきたいと思ひますのでございませぬ、どういふふうにお考えになりますか。

○池田(正)國務大臣 人事はきわめて慎重を要することであり、また、中正でなければならぬ、これは当然でございます。率直に申し上げます、今御指摘になりましたように、前に社会党から御推薦といひますか、お話し合いのありました方もまだ残っております。今度の場合も、なるべく中正な——まあ率直に申し上げますと、学者の中には変質者がございます、学問は非常にりっぱだけれども、ときどきとんちんかんなことを言う人も、残念ながら中にはある。これは日本の従来の教育制度そのものにも欠陥があったんじゃないかという気もしますが、そこまでは私は申し上げません。そこで、なるべく中正な方。それからもう一つは、なお、率直に申し上げますが、私の前任者が何人かおられるわけ

なんでありますが、そういう方々は、従来私が見ておられますと、そういう人事をやるときに、あまりあちこちに相談をして、そうして、かえって圧力をかけられたり、押しつぶされたり、そういう弊害のあったことも私は承知いたしております。そこで、これはあくまでも私自身の良心に従って公平にやりたいというふうなつもりで、実はやったつもりでありますから、どうぞこの点は御了承願いたいと思います。

なお、平和利用ということでございますが、これは核兵器を云々といったような、さようなばかげたことを――それは九千万の人間の中にはそういうばかげた者もたまにはおるかもしれないが、さようなことを考えている者は、まじめな人はいない、と思う。同時に、現実の問題として、残念ながら、日本の現在の原子力科学の水準で核兵器なんというものにまで手を出すなんということは、これはどうして、現実の問題として、やりたくたつてできる話じゃないのです。さような意味から申しまして、もちろん、われわれはさようなことを考えませんし、また、現実的にもさようなことは不可能だという二つの面から、どうぞ御安心下さることをお願いいたします。

○岡本(隆)委員 まあ、大臣は、自身の主観の上で公正にと、こういうふうにお考えになったのでございますし、また、今度の人事も公正であるというようにいたしておきたいと思ひます。しかしながら、現実、学者の中には変なのおもひというふうなお言葉でございましたが、現在の原子力委員の中にも、たとえていえば、今度原子力局長が選挙をやれば、その選挙を一

生懸命お手伝いして、後援会だ何だといつて出かけていくような原子力委員もおられるわけでありまして、これはどうかと思うのです。だから、先ほどからも引き合いに出しております「不思議な国の原子力」という書物の中で、原子力代議士ができた、こういうようなことをいって、それをやじつておる。国の原子力行政の中核を預かっておる原子力委員会のメンバーが選挙にまでタッチして走り回る、こういうさな情けない原子力委員会であつたらうと思ふと思ふので、私

は、別にその原子力委員会のメンバーが社会党の応援にこないからけしからぬ、自民党の応援にこないからけしからぬとか、そんなことを言うわけじゃないですよ。しかしながら、原子力委員というものはもつと権威を持つていたかなければならぬと思ふので、今後選ばれる場合には深甚の考慮を払っていただきたいし、また、りっぱな人を出していただくようにお願いしておきたいと思ふのです。

私の質問はこれで終わります。

○山口委員 石川次夫君。

○石川委員 私今まではかの委員会に出ているのですから、岡本委員の方からいろいろ質問が出ておつたようでございますので、C P S のことにつきましては、速記録によつて、もし私の聞きたい点が残つておりましたら、またあらためてやるということにいたしますけれども、問題は、今、局長の方から御答弁があつた中で、現在七百五十キロになつてゐる、これを何とか千キロまで持つていきたいというふうなことで、千キロワットまで持つていき

たいというふうなことを積極的にお考えになつておるようでございます。それは責任感としてやむを得ないと思うのですが、しかし、これを千キロワットまで持つていくということについて、原研の中で非常な反対があるということは御承知の通りだと思ふ。特に防護体制というものについて、万が一ということをお考えになると非常に不安だ。たとえば、防護訓練のことは盛んにやつてゐるということをおっしゃつておられますけれども、私の聞いたところでは、通信訓練くらいはやつたかも知れないけれども、いざ退避しなければならぬといふような、具体的な行動をどう移すかといふことについては、まだ十分だといふことはいへない。

警報装置なんか一体どうなつてゐるかといふことや、その他問題が非常に多く残されておるというように聞いておるわけですね。それでも、なおかつ千キロワットまで上げなければならぬというやうなことで非常にあせつておられるやうでありますけれども、それはもつとフランクに、率直に、無理のない程度に考えておいていただきたい。

それから、先ほど内閣委員会でも池田長官に申し上げたのでございまして、現在の原子力を実際に牛耳つておるのはいわゆるオーソリティーではない、若い科学者である。若い科学であるだけに、若い科学者に依存する度合いが多いのが、現在の日本の原子力の実態だといふやうに考へるわけですね。この連中も、一万キロワットに上げるやうなことに自負を持つてゐるやうであります。ただし、現在の条件で、現在の燃料棒でやるということについては、きわめて否定的であります。

す。しかしながら、率直に自分の非を改めて――契約上の不備その他こまかいは今申し上げませんが、そういうことを率直に反省をし、そして自己批判をして、あらためて出直すというやうな謙虚な立場に戻る場合には、一万キロワットにするといふことは、ここ五カ月や一年でできるということはもちろん不可能でありまして、それよりも、かすに時日をもつてすれば必ずやれるのではないかといふ確信を、現在若い科学者は固めておるわけでありませう。

従つて、原子力の開発の研究を、ほんとうにフランクに、率直に、しなければならぬといふ良心に立ち戻るならば――今たえ千キロに伸ばして見たところでは、材料実験ができるというわけではございません。一万キロワットという目標から見ればきわめて低い段階でございませう。そういうあせりというものをやめて、非常にフランクな気持ちに立ち戻つて出直して、是非でも目標の一万キロワットまで、今までのことをざんげしながら考えていくといふやうにやつてもらいたいといふことをお願いしたいのでございませうけれども、こまかいことは抜きにいたしまして、この考え方についての御意見を一つ伺いたいと思ひます。

○池田(正)国務大臣 これは、石川委員の仰せられること当然でございませう。私も同じ意見で、無理にやる必要はない、また、やるべきじゃない。従つて、今の二〇〇%の燃料棒を九〇%に変える。それだけ変えたつて、こんなものは大した金じゃないのですから、そういう危険を冒すやうなことはなるべく避けなければいかにぬといふ考え方

が私は正しいと思つております。そういう意味で私も臨んでおりますが、現在の段階で千キロあるいは二千キロまで上げて絶対心配ないといふ意見と、それから、あなたが今御指摘になつたやうな、いや、それは少し無理じゃないかといふ意見も若干あることを私も承知いたしております。しかし、そういう問題につきましては、われわれしつとが、行政の府にある者がかれこれ決定的な意見を述べることがはむしろ出過ぎた話なので、現場の方々の決定した御意見に従うべきだといふことがむしろ正しいんじゃないだろうか、そういうやうな考え方であつておる次第であります。

○石川委員 この問題は、技術的に非常にむづかしい問題で、われわれとしても、しつとでございませうから決定的なこととは言へませうけれども、しかし、今長官が申されたやうに、燃料棒の予算は三千九百九十八万円、大した金額じゃございませう。しかも、二〇%の十の十四乗というやうな中性子束を一万メートルの中を飛ばすといふことそれ自体の条件が、当初において非常に誤りがあつたし、また、若い科学者から、原研の内部から非常に強い反対が出ておると思ふのです。それをあえて押し切つて、しかも、A M F というわけのわからぬ会社というと諷刺があるかも知れませうけれども、経験の浅い会社を相手にして契約を結んだといふところに、そもそも私は誤りがあつたと思ふ。それをさつぱらんにあやまつたらよいと思ふ。すなおに出直していくといふことがどうしても必要じゃないか。しかも、今千キロまでどうしても上げたいといふ気持であつて

は、私は正しいと思つております。そういう意味で私も臨んでおりますが、現在の段階で千キロあるいは二千キロまで上げて絶対心配ないといふ意見と、それから、あなたが今御指摘になつたやうな、いや、それは少し無理じゃないかといふ意見も若干あることを私も承知いたしております。しかし、そういう問題につきましては、われわれしつとが、行政の府にある者がかれこれ決定的な意見を述べることがはむしろ出過ぎた話なので、現場の方々の決定した御意見に従うべきだといふことがむしろ正しいんじゃないだろうか、そういうやうな考え方であつておる次第であります。

ていられるようにございますけれども、今申し上げたように防護体制というものが不安がないわけではないうのでありますから、若い連中が全部、このままでは非常に不安だという、そういう声を無視して、あえて強行するということについては、私どもとしては賛成しかねるということをはっきり申し上げておきたいと思ひます。

それから、あとの一つは、岡本さんの方からちょっと触れられました事、原子力委員の選任の問題でございます。これにつきましては、事、人事の問題でございますから、具体的に名前をあげてどうこうということをするべきではないだらうと思ひます。ただ、たとえばという仮定の問題として申し上げたいと思ひますが、先ほど申し上げたように、原子力研究所の従業員には若い科学者もだいぶん入っております。そういう連中が、ほんとうに信頼できないというような人が原子力委員になったということでは、これは困ると思ふ。それは、たとえば、いろいろな点で、——CP5に關係があつたかどうかはわかりませんが、責任を負わなければならぬような立場の人が、——これはこの人が悪いのだと必ずしも考えておりませんが、そういう人が委員になるといふうなことにについては相當な反響が出るだらう。これはわれわれの側ではなくて、原子力学会の中における反響というものが相当出てくるのじゃないかという懸念も一つあるわけでございます。

それから、あと一つは、これは社会党の立場における意見として申し上げます。われわれは、安保体制というものについて、これは力の

均衡の理論の上に立っておる。そうして、それによって平和を維持しようという考え方が安保条約を改定するという動きになって表面化し、あれだけの問題になったことは、今さら説明するまでもないと思ひます。われわれの立場からいたしますと、安保条約を改定するというこの動きというのは、どうしても核兵器というものを準備して、力の均衡の上に平和を堅持していくという考え方にならざるを得ないのではないかと懸念をわれわれは持っております。従つて、安保条約並びに安保条約を改定することについて、積極的にこれを推進した、別の見方をする、政治性の非常に強いというような人は、先ほど岡本さんからも御意見がありましたように、原子力委員としての資格に欠けるところがあるということをわれわれは考えておるわけでございます。従つて、そういう点で、安保条約改定というものを積極的に推進したような人になるということについては、われわれとして、どうしても釈然としてこれを受け入れるわけにいかない心境にならざるを得ないということを、一つとくと御了承願ひたいと思ひます。これに対して答弁を求めたりしますと、かえつてまずいことにもなるかと思ひますが、私は、単に一つの意見としてこれを強く申し上げておいて、ぜひ御考慮願ひたい。岡本委員の意見とあわせてお考え願ひたいということを御要望申し上げます。私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○山口委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

昭和三十六年三月二十四日印刷

昭和三十六年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局